

# 令和 6 年度 本市のこども施策の取組について

## （施策 3）学校教育

## 成果（現状）・課題

### ①基礎学力の定着の取組

・本市独自の学力調査「あまっ子ステップアップ調査」を毎年実施し、経年で成果や課題を分析することで、年々、全学年、学力低位層が減少し、基礎学力の定着に一定の成果が見られる。

・令和6年（2024年）度全国学力・学習状況調査では小学校の算数で全国平均を上回り、中学校の数学では全国平均との差がなくなった。

・全国学力・学習状況調査の「国語：読むこと」の領域において語彙力や読解力等の言語能力といった学習の基盤となる資質・能力の向上が必要である。（課題）

### ②個別最適な学びと主体的・対話的で深い学びの実現

・個々のつまずきを早期に発見・解消するため、学習支援員を配置するとともに、AI型デジタル学習支援ドリルの活用等により個に応じた学習を推進した。また、「主体的・対話的で深い学び」の実現に向け、授業づくりハンドブックをもとに指導主事による学校への指導助言やフィードバック資料の作成により学校を支援し、各校の授業力向上に取り組んだ。

### ③グローバルな人材を育成する外国語教育の更なる推進

・コミュニケーションを重視した授業改善により、より実践的な資質・能力の育成に努めていく必要がある。

## 今後の取組

①読解力を養うための実践モデル校を4校選定してデジタル教材に取り組みその成果と課題の検証と、特例校制度を活用した新教科（ことば探究科）設置に向けて検討を進める。合わせて個別最適な学びと協働的な学びの一体的な充実に取り組む。

②AI型のデジタル学習支援ドリルやデジタル採点システムなどICTを活用した学習のデジタル化を促進し、児童生徒個々が学習の状況を把握し、自ら見通しを立て、新たな学習方法を見出すなど個別最適な学びの実現を図るとともに、協働的な学びを一体的に推進させる。また、教員の授業力向上に向け、校内研究授業や中学校全体教科研究会において、指導主事が指導案作成時から積極的に関わる体制を整備するとともに、指導主事が授業参観後に作成したフィードバック資料を活用し、ハンドブックの内容の充実を図る。

③英語コミュニケーションのさらなる充実を図るため、中学校1・2年生に加え、希望する中学3年生を対象に発展的なオンライン英会話レッスンを行う。

## 時事ワークシート

〈朝日新聞〉

最新の朝日新聞の記事・幅広い分野の記事を素材にしたワークシート、記事+問題+回答・解説がワンセット、時事への関心・論理的な文章への慣れ・まとめや表現する習慣づけ

## 速読解力講座〈日本速読解力協会〉

速く正確に読み解く力をトレーニングで鍛える、暗記力強化や目の機能向上トレーニングも搭載、ことわざや語彙、時事問題も搭載されている。

## よむYOMU

〈読売新聞教育ネットワーク〉

最新のニュースを厳選したワークシート、読売新聞を基に作成された補助教材、学習指導要領に対応

## 読む蔵

〈インフィニットマインド〉

正確な読み取り、語彙量の増加、レベルにあつた様々な文章や作品に触れる目的とする、語彙チェック・視線移動トレーニング・読み込みトレーニングがある

## 英語学習ホップ・ステップ・ジャンプ事業 【事業名称変更】

英検チャレンジ  
事業 【廃止】

オンライン英会話  
事業 【拡充】

海外等語学研修  
派遣補助事業



実践的な英語運用能力の向上を図るため、再編

### (新) 英語コミュニケーション事業

オンライン英会話事業の  
さらなる充実

海外等語学研修  
派遣補助事業



中学1・2年生に加え、  
希望する中学3年生も対象に



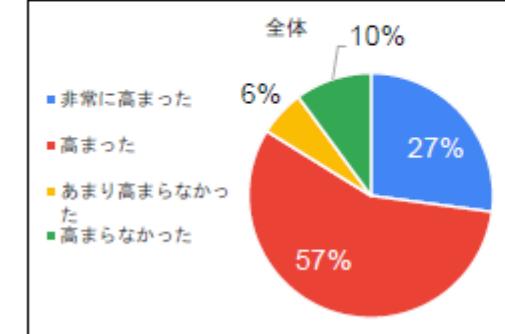
## 中1 オンライン英会話 アンケート結果

### 【質問6】

オンライン英会話を通して、英語や海外への興味関心が高まりましたか。

全体

非常に高まった	731
高まった	1528
あまり高まらなかった	184
高まらなかった	272

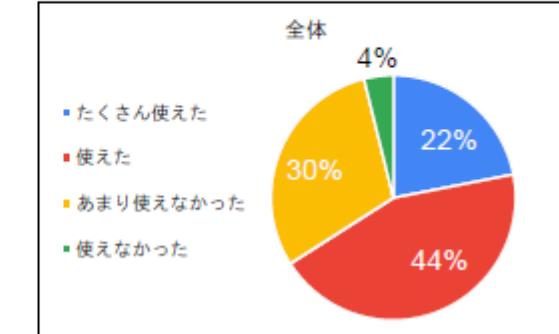


### 【質問7】

オンライン英会話では、普段の英語の授業で使っている表現を使えましたか。

全体

たくさん使えた	591
使えた	1186
あまり使えなかった	814
使えなかった	104



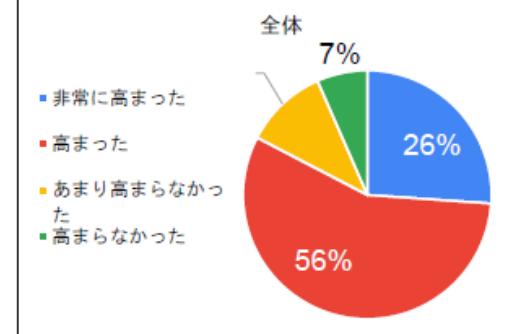
## 中2 オンライン英会話 アンケート結果

### 【質問6】

オンライン英会話を通して、英語や海外への興味関心が高まりましたか。

全体

非常に高まった	656
高まった	1420
あまり高まらなかった	271
高まらなかった	165

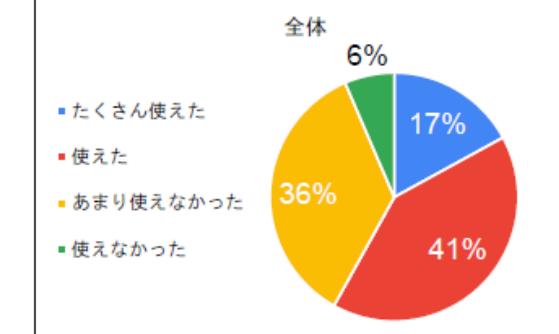


### 【質問7】

オンライン英会話では、普段の英語の授業で使っている表現を使えましたか。

全体

たくさん使えた	428
使えた	1031
あまり使えなかった	891
使えなかった	162



## 成果（現状）・課題

### ①学びの多様化学校の設置に向けた取組

・学びの多様化学校設置基本方針に基づき、令和8年4月開校に向け、教育課程の検討や校名案の選定、校舎の設計等を進めるとともに、保護者や有識者会議委員、学びの多様化学校マイスター等から意見聴取を行った。

・誰一人取り残さない学びの保障に向け、学びの多様化学校の基準や規模に見合った人員体制の精査と必要な教職員の確保を図る必要がある。（課題）

### ②学校外のグラデーションある学びの場の充実

・市内3か所ある教育支援室の互いの強みを共有し、学校外のグラデーションのある学びの場の充実を図った。また、フリースクール等の民間施設や地域の居場所との連携をより強化するため、指導主事による市内のフリースクール訪問や不登校担当者とフリースクール関係者との情報交換会等を実施した。

・令和6年8月29日文科省通知「不登校児童生徒が欠席中に行った学習の成果に係る成績評価について」に基づき、教育支援室やサテライト教室での学習成果を成績に反映していく必要があるが、その方法や進め方の具体化ができていない。（課題）

### ③全学校園でのインクルーシブ教育の推進

・特別な支援を要する児童生徒は年々増加しており、支援体制の充実や教職員の専門性の向上、多様な学びの場の充実が必要。（課題）

## 今後の取組

①学びの多様化学校の設置に向け、国の指定を受けるための対応や入・転学の準備、校舎の工事、備品等の整備を進める。

①学びの多様化学校に係る教職員の確保・配置の調整や研修を実施し、また、学校運営の在り方について引き続き検討を行う。

②学校外の学びの場での「学びの評価」について研究を進め、教育支援室「ほっとすてっぷEAST」をモデルケースに「学びの評価」「学校との連携」についての具体的方法の研究を行う。また、フリースクール等との連携の進め方を示すガイドライン等を含んだ学校の教職員向け「不登校サポートハンドブック（仮称）」の作成を行う。

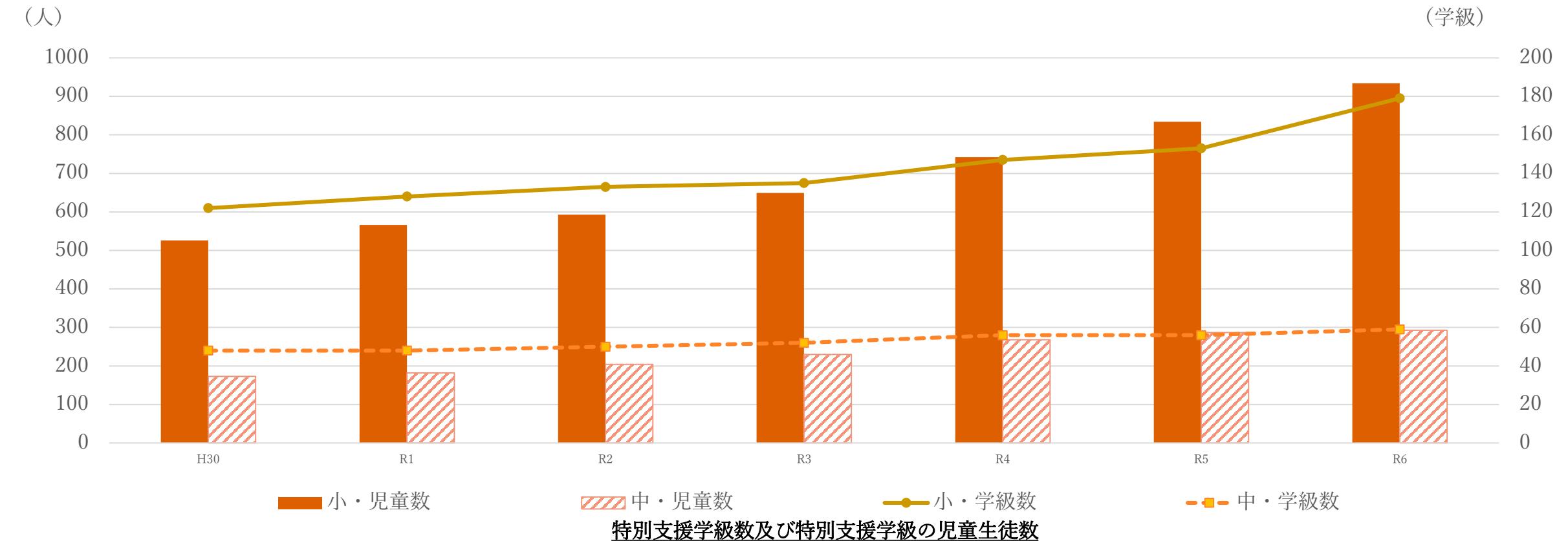
③校内委員会の要となる特別支援教育コーディネーターと管理職を中心に、校内委員会でアセスメント等を活用して情報共有・支援の検討を行うとともに、関係機関との連携を進め、校内支援体制の一層の機能充実を図る。

また、教員の専門性の向上のために階層別、経験年数別研修を実施する。あわせて、特別支援教育ハンドブックの更新と特別支援教育研修コンテンツと共に活用を進めることで、教職員の専門性を高め、全ての学校園での特別支援教育の推進を図る。

（その他）

人的配置を含め支援体制の充実を図るとともにエレベーターの設置等によるバリアフリー化を計画的に進める。加えて、児童相談所への特別支援教育担当の移転に際し、就学相談を担当する専門職員を配置し、教育と福祉の連携や切れ目のない支援の充実を図る。

## 特別支援学級数及び特別支援学級の児童生徒数の推移



就学相談の件数も、10年間で約2倍に。（H26年度246件→R6年度476件）  
 ※1件あたりの所要時間は、記録を合わせ3.5時間。

## 03-03 他者とつながる学校園づくり

### 成果（現状）・課題

#### 【就学前教育】

- ・就学前の教育内容がどのように小学校以降の「後伸びする力」につながっているか等の検証を行うため、学びと育ち研究所と手法等の協議を行った。
- ・特別な支援が必要な幼児について、就学前教育施設から小学校への引継ぎの実施時期・資料の統一化に取り組むことで、小学校への円滑な接続の推進を図った。また、私立幼稚園等が特別な支援が必要な幼児を受け入れやすい環境を整備するための補助制度の創設について、令和8年度からの実施に向け関係団体等と調整を進めた。
- ・幼保小接続カリキュラム実践校園所を4カ所から10か所に増やした。
- ・令和8年度から実施する4園での3年保育や6園での一時預かり事業の時間延長等の充実策の実施に向け、園と意見交換を行うとともに、廃園幼稚園付近に居住する方への支援策について、説明会等での意見を参考に府内調整を進めた。

(1)

#### 【市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現】

- ・市立尼崎高等学校（市尼）では、普通科改革の一環として国際総合類型で入学した生徒に対して民間事業者による英語の教育プログラムを実施し、理系の生徒に対して大学との連携による課題解決型学習を実施した。尼崎双星高等学校（双星）では、民間企業や地域の大学等の協力のもと特色あるプログラミング教育を実施とともに、模擬人工衛星の製作・研究を通じて教科横断的なSTEAM教育を実施した。琴ノ浦高等学校（琴ノ浦）では、生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習指導や個に応じた教育・サポートを実施した。

### 今後の取組

#### 【就学前教育】

- ・「尼崎市就学前教育ビジョン」について、入園説明会、関係団体との協議の場等において、引き続き周知を図りながら、3つの柱の取組を推進する。
- ・「（仮称）就学前教育会議」を設置し、意見交換等を行う。また、教育内容の専門的な助言等の支援を行う幼児教育アドバイザーの導入準備を行う。
- ・私立幼稚園等への補助制度の創設について、関係団体と調整を進める。また、就学前教育施設の教職員や保護者が交流できる場の設置等の取組を行う。
- ・校園所が幼保小接続カリキュラムを実践しやすいよう、実施内容の可視化に努めるとともに、より効果的な幼保小連携の取組について検討する。

#### 【市立高等学校の特色化の推進と「社会に開かれた教育課程」の実現】

- ・市尼では、これまでの取組に加え、学力向上に向け、模擬試験の受験機会を増やす等、学習環境の整備を検討する。双星では、令和6年度に整備した人工衛星送受信アンテナの活用に向け大阪公立大学との連携を強め、学校独自に超小型人工衛星を開発するなど次世代教育を推進し、その取組を市内外へ発信する。琴ノ浦では、生徒の特性や状況に応じたきめ細やかな学習支援を行うとともに、地元企業や商工会議所の協力を得ながら、生徒の社会力育成や自立支援を図る。

## 03-04 良好な教育環境の確保

### 成果（現状）・課題

#### 【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】

- (1)
  - ・園田南小学校区の児童数増加に伴い、普通教室数及び既存給食室のキャパシティの限界が見込まれる。
  - ・小園中学校区の生徒数増加に伴い、普通教室数の不足が見込まれる。また、国が令和8年度から段階的に、中学校の1学級当たりの上限人数を35人とする予定であることから、教室数の不足が早まる可能性がある。
  - ・令和6年度は、小学校2校、中学校3校、高等学校1校の整備を実施した。洋便器率は、学校園全体で74.8%となった。
  - ・体育館の空調整備について、他市調査を実施。災害時における避難所環境の向上を目指し、夏休みも含め部活動で体育館を使用する頻度が高く、避難所として市域の配置のバランスを取ることができる中学校と高校から整備に着手することとした。

#### 【保護者負担の軽減】

- (2)
  - ・新入学学用品費の支給単価金額について、近隣市や国の標準単価金額と比較すると大幅に低く、乖離が生じている。
  - ・保護者が書類をオンライン提出し、教職員が端末上で閲覧・管理できる仕組の実現に向け継続した検討が必要である。

### 今後の取組

#### 【学校施設マネジメント計画の着実な推進と社会情勢の変化に応じた学校づくり】

- ・園田南小学校に普通教室及び給食室を備えた新校舎を令和10年度供用開始に向けて整備するため、令和7年度は当該工事の設計業務を行う。
- ・国等の動向を注視とともに、今後の生徒数増加への対策に向けた検討を進める。
- ・今後の適正規模・適正配置の在り方について検討を進める。
- ・令和9年度に洋便器率80%の目標達成に向け、国庫補助金を有効に活用するとともに前年度設計を行うなど、着実かつ早急に洋便器化を進める。
- ・早期に体育館空調の整備を進めるため、整備方針を定める必要がある。

#### 【保護者負担の軽減】

- ・本市の新入学学用品費の支給単価金額について、近隣市並みに増額できるよう幅広い視点で引き続き検討する。
- ・費用面も踏まえ、他都市の事例などを参考にしながら、さらに効果的な手法について幅広い視点から引き続き検討する。

# 令和 6 年度 本市のこども施策の取組について

## (施策 4) 子ども・子育て

## 04-01 安全に安心して産み育てることができる環境づくり

### 成果（現状）・課題

#### 【妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援】

- (1) ①こども家庭センター機能において、リスクアセスメントシートを導入することで保健師のアセスメントの均一化を目指し、要支援家庭を早期に抽出し、対象に応じたサポートプラン（SP）を立案した。
- ②虐待リスクのある家庭に対しては、母子保健と児童福祉が連携し支援を行っているが、国が示すサポートプラン（SP）に基づく支援にまでは至っていない。（課題）
- ③母子保健は相談記録等が電子化されておらず、局内外の職員と迅速に情報共有を行うことが難しい。加えて、非効率な事務処理となっている。（課題）

#### 【子どもの居場所等推進、フリースクール等利用支援など】

- ④子ども食堂及び子どもの居場所への補助を行った。また、子どもたちが安全・安心に過ごせる居場所「キッズ＆ユーススポット」のマップを作成し、新規登録及び周知を促進した。
- ⑤子ども食堂等の立ち上げや運営相談への対応、地域資源や食材寄付者へのつなぎのほか、市民団体と連携したイベント等を実施。
- ・不登校状態を起因とした孤立化、ひきこもり化を防ぐため、経済的負担の大きいフリースクール等利用者の負担軽減を図るための補助を開始した。

### 今後の取組

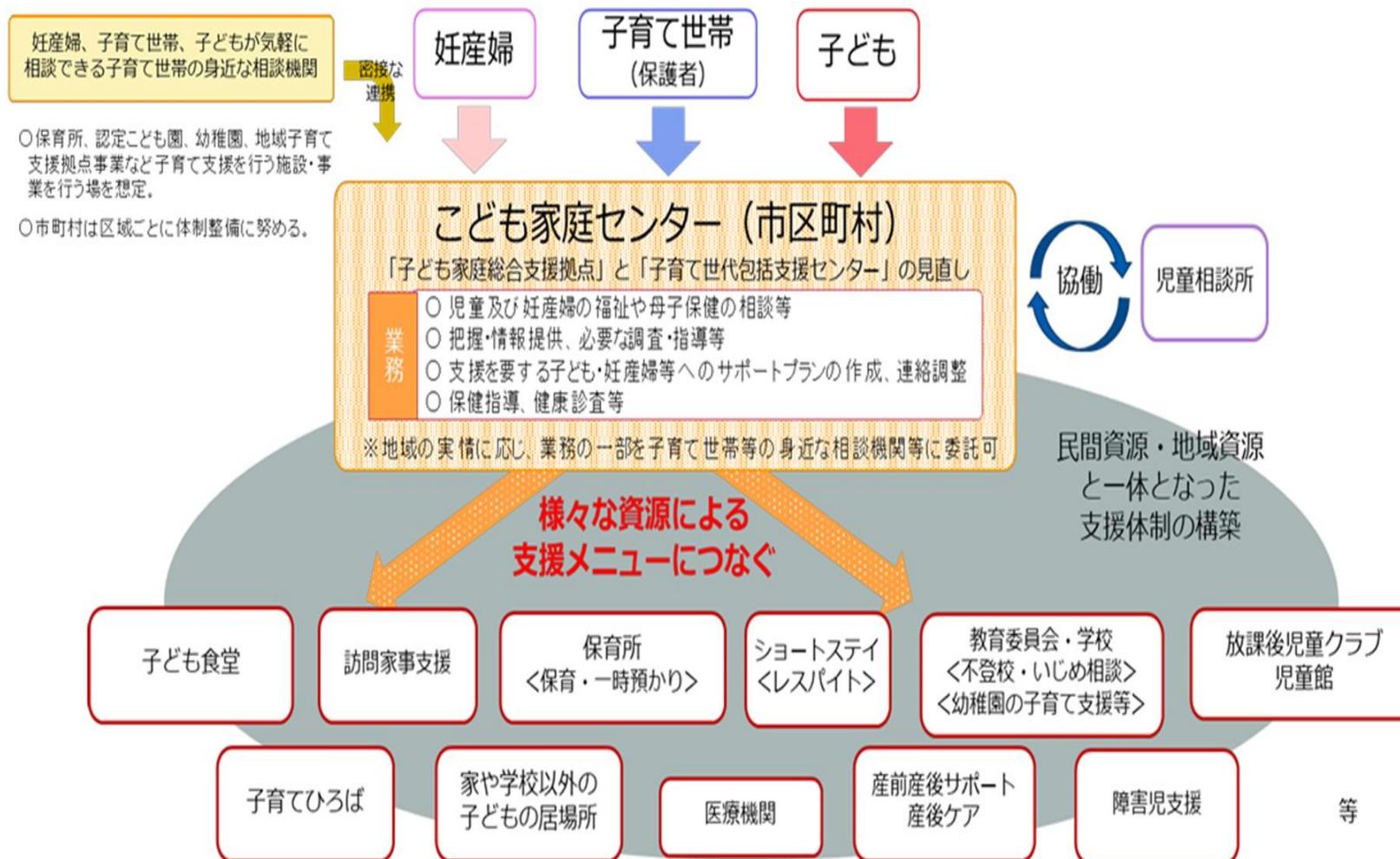
- 
- ②令和6年度に立案したSPについて分析を行い、保健師のアセスメントや支援の均一化が図れるようブラッシュアップを行う。さらに虐待リスクのある家庭については、対象者のニーズを反映したSPを対象者と関係部局が共有することで、支援の充実を図っていく。
- ③母子保健と児童福祉の情報連携をスムーズに行うため、相談記録や支援台帳等の電子化について検討する。

- ④子ども食堂及び子どもの居場所支援では、補助申請件数、スポット登録件数の増に向けて、引き続きホームページやイベントにおいて広報とともに、各子ども食堂へ出向き周知を図る。また物価高騰対策として、子ども食堂等へ米を配布する。
- ⑤フリースクール等利用者の負担軽減を図るため、事業の周知を含め補助金交付を円滑に行えるよう、引き続き教育委員会と連携を図る。

# ■ こども家庭センターについて

## 目的

改正児童福祉法等（施行日R6.4.1）に基づき、母子健康包括支援センター(母子保健)と子ども家庭総合支援拠点(児童福祉)の設立の意義や機能は維持した上で、一体的に相談支援を行うこども家庭センター（機能）を設置し、支援の充実を図る。



※令和6年度より、南北保健福祉センター及びいくしあにこども家庭センター機能を付加している

# ■ 支援が必要な妊婦の抽出から支援実施までの流れ

## STEP 1 妊娠届出時の全数面接

### 市独自のアンケートを活用し保健師が面談

妊婦の体調や精神面、経済面、サポート状況等幅広く聞き取り  
産前産後使えるサービス、妊娠中に気をつけることや準備することをサポートガイドに沿って説明



○○さんは  
このような  
サービスが  
利用できますよ



サポートガイド（プラン）で  
今後の見通しを見える化

## STEP 3 サポートプランの作成

### 妊婦の状況に応じてサポートプランを立案

- 1 母子保健のみの支援
- 2 母子保健と児童福祉の一体的支援
- 3 要保護児童対策地域協議会管理（特定妊婦）

## STEP 2 リスクアセスメントの実施

### 面談後、保健師がすべての妊婦に リスクアセスメントを実施

社会的リスクの高い人（若年妊娠、生活困窮等）について母子保健・児童福祉の担当者がリスクアセスメントシートに基づき合同会議を開催し、支援方針を決定

## STEP 4 支援の実施・プラン見直し

### 各サポートプランに基づき支援を実施

妊娠および出産、家庭状況の変化等に  
合わせて随時プランを見直す

妊娠期からの切れ目ない支援



### 当面の課題

STEP 1～4 の工程すべて紙ベースで決裁、保管、共有しており非効率な事務

→ DX化により 児童福祉との連携強化、業務の効率化、マネジメントの強化の達成

市民サービスの向上へ

### 課題

#### 【保健・福祉・医療などの連携による子どもや家庭への総合的な支援】

- (1) ①いくしあ・児相の一体的支援に向け、支援会議等の運営改善や、休日夜間における相談ニーズへの対応が必要である。  
②支援を担う職員が記録作成に多大な時間を割いており、相談支援業務を圧迫する状況となっている。

#### 【いくしあと一体的な児童相談所の設置、運営】

- (2) ③指導教育担当職員(SV)や医師等職員の確保が喫緊の課題である。  
④里親の担い手確保と里親への支援方策の検討・取組が必要である。  
⑤親子関係の改善を目的とした支援の手立てが不十分である。  
⑥福祉・保健・教育等の多職種の専門職が連携し、迅速かつ円滑な支援を行える環境整備が必要である。

#### 【子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援】

- (3) ⑦子ども・若者の意見聴取・意見反映の意義や実施方法について、大人の理解が十分でない。また、オンラインプラットフォームを有効活用するためには、特に学校での周知・取組に努め、参加者を増やしていく必要がある。

### 今後の取組

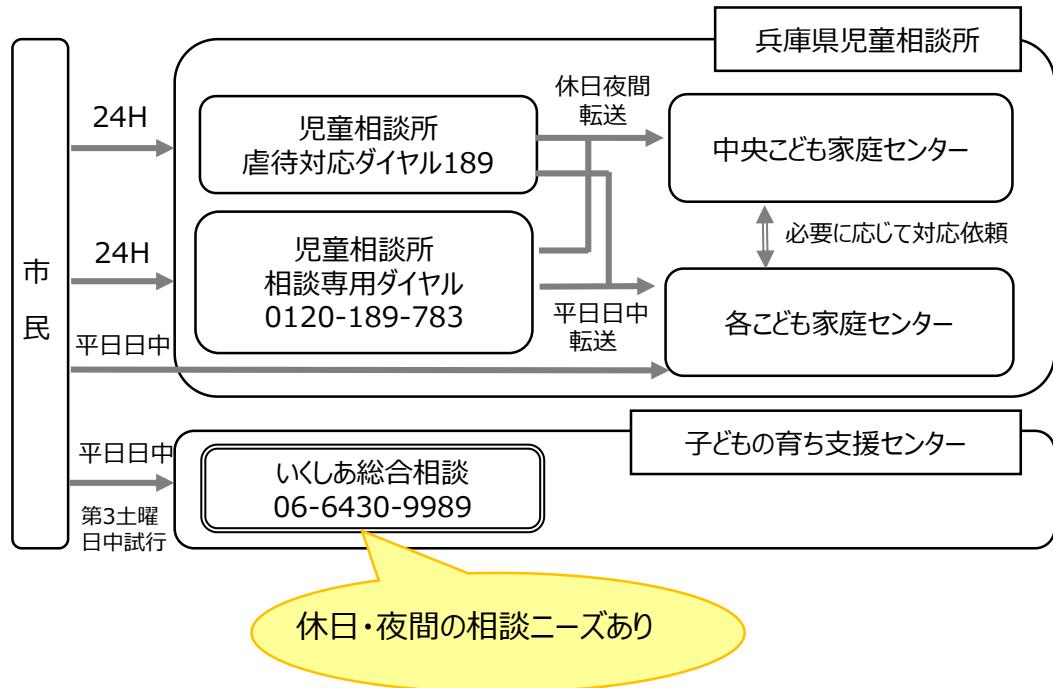
- ①支援会議等の運営改善を図るほか、相談窓口機能強化のため、「24時間子育て電話相談窓口」設置に向けた取組を進める。また、窓口機能強化のため生成AIを活用した相談ツールの導入等を検討する。  
②タブレットの活用による業務効率化を進めるほか、アセスメント・プランニングシートの活用により、虐待予防に向けた支援の充実と職員の資質向上を図る。

- ③児童指導員等の職員確保に向けた対策を講じるとともに、医師や学校連携コーディネーター、警察官等の確保を図る。  
④「里親支援センター」設置に向けた取組を進める。  
⑤虐待の予防・再発防止に効果的な支援手法の検討を進める。  
⑥効率的・効果的な支援の実現に向けICTを含めた環境整備を図る。

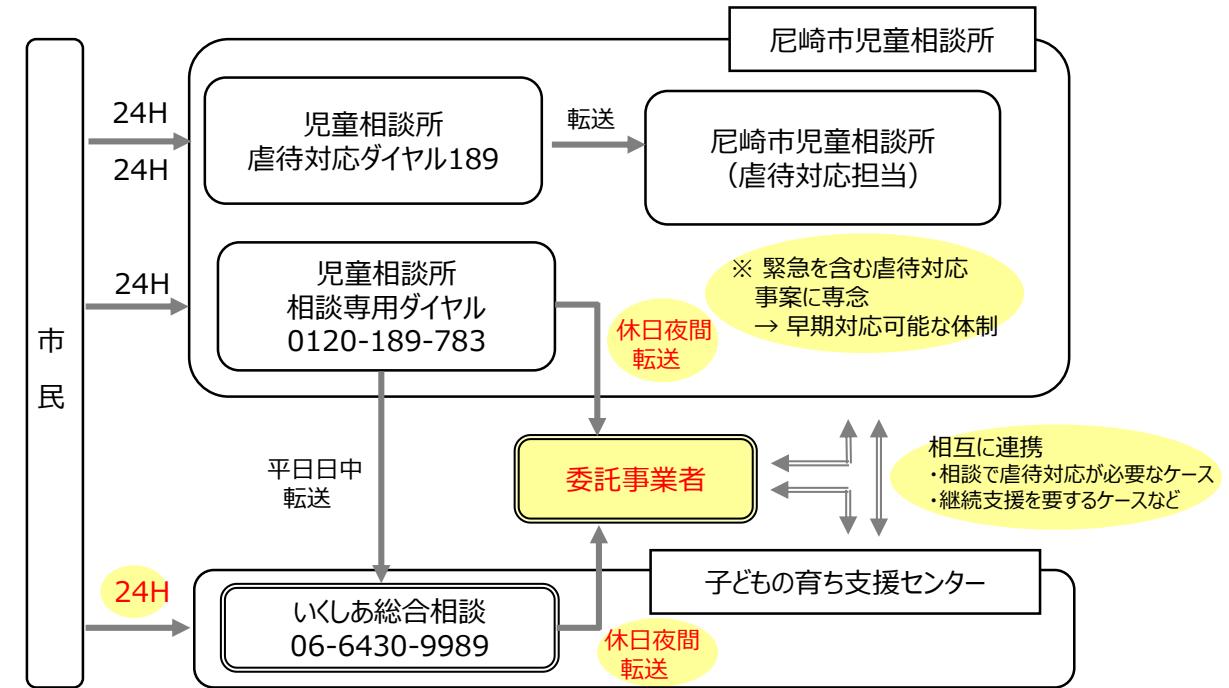
- ⑦市職員、教員、関係機関等が主体的に、子ども・若者の意見聴取・意見反映の取組ができるよう、意義や実施の方法についての動画やリーフレット等を作成し、研修を実施していく。また、教育委員会事務局や学校現場と連携し、オンラインプラットフォームを用いた意見表明が実施できるよう取り組む。

## ①「24時間子育て電話相談窓口」設置に向けた取組

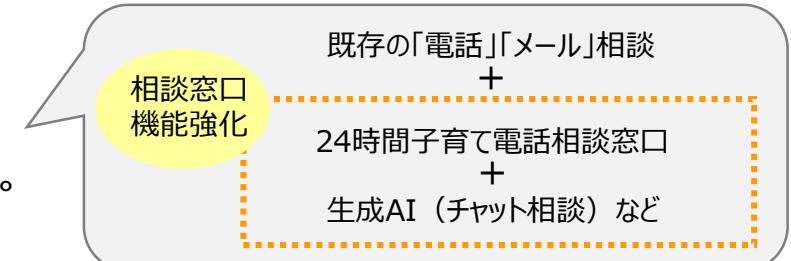
〈現行〉



〈令和8年度〉



- 児童相談所の開設に必要となる児童相談所相談専用ダイヤルを活用し、休日・夜間の子育てに関する電話相談窓口対応を図る。  
子育て相談業務の一元化  
休日夜間対応を含め「ワンダイヤル」で対応 = 市民へのわかりやすさを実現  
(ただし、休日夜間は委託事業者が対応)
- 相談窓口機能強化のため、生成AIを活用した相談ツールの導入等に向けた取組も進める。



## ② デジタル化の推進による業務効率化

- 支援を担う職員を対象に新たにタブレットを活用した支援環境の整備を行う。

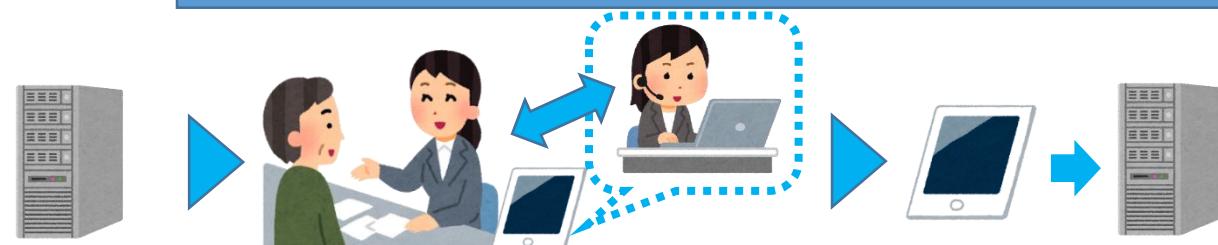
Before

課題：準備、面談対応がすべて紙作業、最後にシステム入力



After

タブレット活用により、すべてをデジタル化



いくしあ・児相の  
一体的な運営

令和7年度：【いくしあ】こども相談支援課職員に26台、こども教育支援課職員に17台タブレットを導入  
令和8年度：【児相】児童相談所職員に50台タブレットを導入

- 業務効率化により生まれた時間を支援に充てることで、虐待の「再発防止・未然防止」に注力できる体制強化を図る。
- 要支援者への支援回数の増加によって、虐待の重症化を防ぐとともに、虐待の未然防止にもつなげていく。

＜主な導入効果＞

1 業務の効率化

チャットで迅速な情報や写真共有、音声で記録入力

2 ケースワークの質向上

説明時のデータ活用、判断の質の向上

3 セキュリティ強化

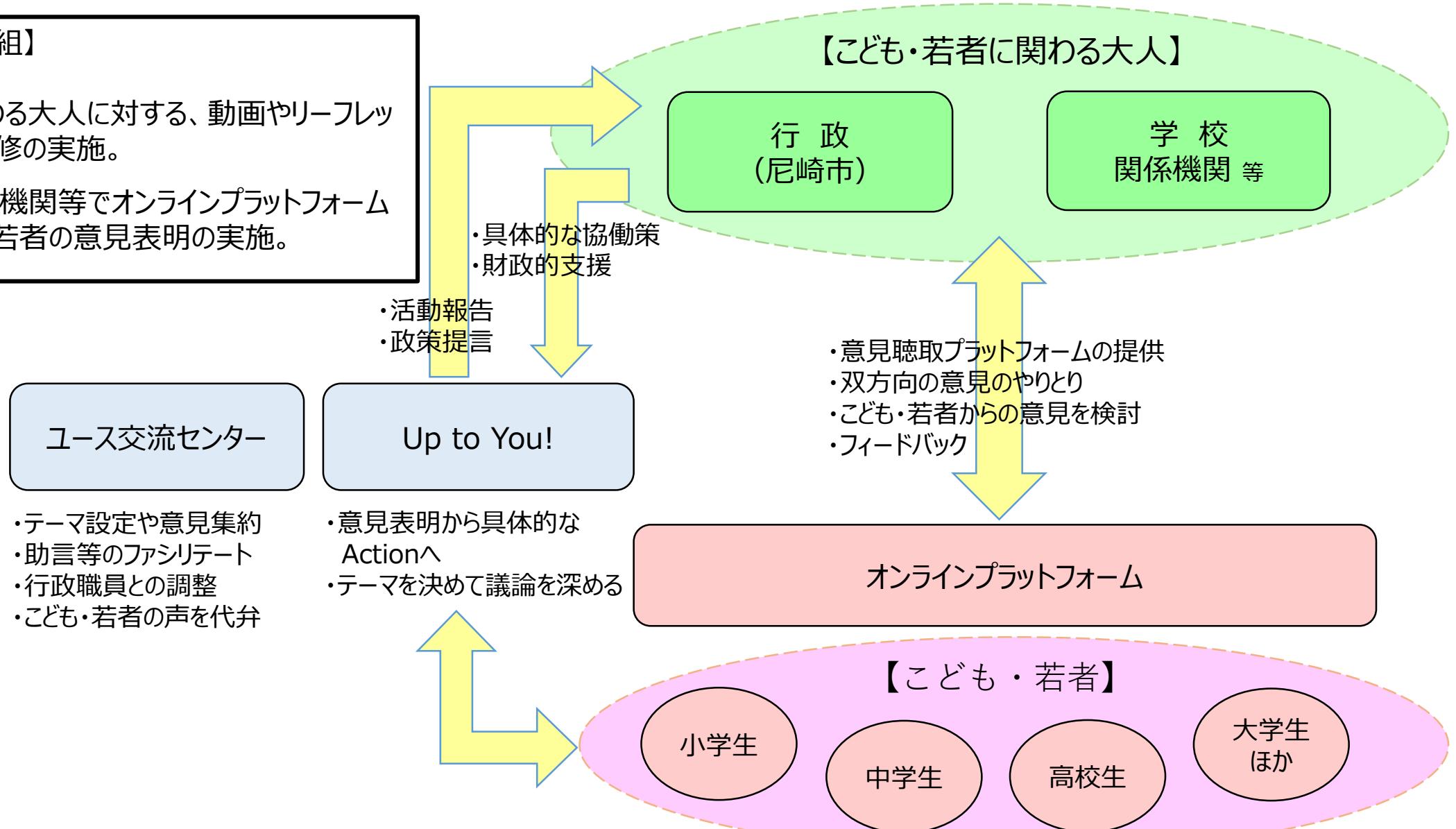
紙資料を減らしクラウド環境でデータを利活用

- 業務システムから必要なデータをクラウド環境のタブレットに移行
- 面談時にタブレットへ記録入力。手書きメモもOCRでデータ化可能

## ⑦ 子どもの権利擁護やさまざまな困難を抱える子どもの理解と支援

### 【令和7年度の取組】

- ・子ども・若者に関する大人に対する、動画やリーフレット等を活用した研修の実施。
- ・行政・学校・関係機関等でオンラインプラットフォームを活用した子ども・若者の意見表明の実施。



### 課題

#### 【子どもの自尊感情・自己肯定感や他者を思いやる気持ちなどを高めるような、豊かな心の育成】

- (1) ①青少年いこいの家の再整備については、近隣類似施設の実態も踏まえ、再整備後の施設に合わせた管理運営の方法やプログラム、施設利用に係る予約方法・利用料金等について、検討する必要がある。

#### 【「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進】

- (2) ②子ども・若者応援基金活用事業補助金については、特にユース世代の利用拡大のため事業周知を図るとともに、引き続き伴走支援を行う必要がある。

- ③ユース交流センターの利用者は立地の関係上、近隣の若者が中心となっている。同センターの取組が市内に広がるよう、より一層各地域においてユースワークが展開されていく必要がある。また、ユースカウンシル事業について、若者の伴走支援を行うため、関係職員の理解を深める必要がある。

### 今後の取組

- ①現在行っている実施設計の完了を踏まえ、施設の解体・新築にかかる工事の入札を行うとともに、再整備後の施設運営について、現行の設置管理条例の改正や、施設運営のあり方について具体的検討を進める。

- ②ユース世代の意見を踏まえ、令和7年度から補助金の上限額を引き上げ、活用しやすいようにするとともに、利用者拡大のため関係機関への事業周知を図る。また、ユース交流センター等と連携しながら必要な支援を行う。

- ③各地域振興センターと緊密に情報交換を行うとともに、ユースワーカーの養成に取り組む。また、民間のユースセンター等と連携し、全市的にユースワークが展開されるよう取組を進めていく。さらに、ユースカウンシル事業の取組の全庁的な周知を図り、関係職員の理解を深める取組を進めていく。

## ①青少年いこいの家 再整備

### ○施設のあり方について

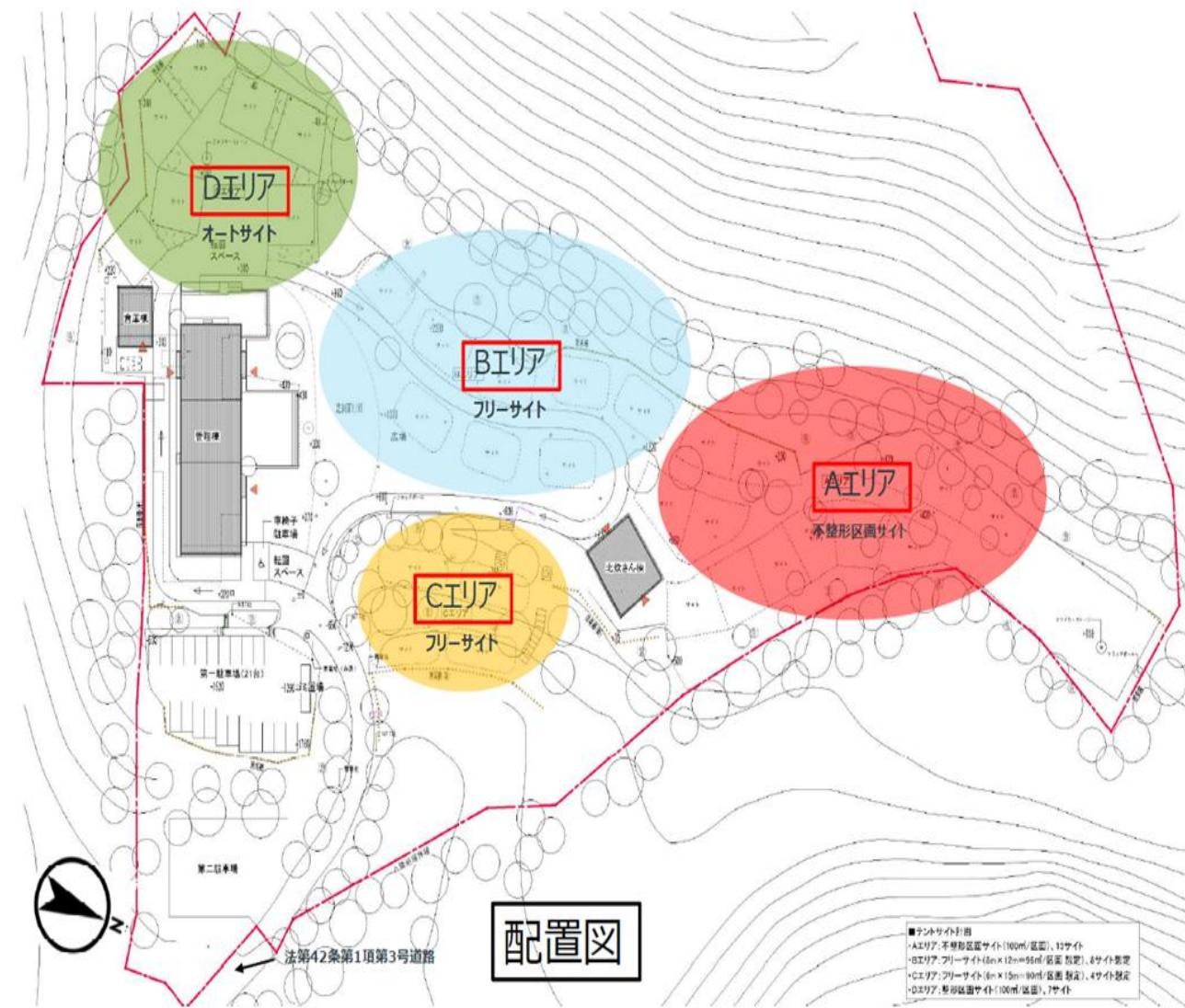
- 現行条例上の設置目的である「野外活動を通じて健全な青少年の育成と市民の福祉の増進を図るための施設」は維持する。
- より多くの方が利用いただけるよう、類似の公営・民間施設の取組を踏まえた施設の運営・物販・体験サービスの実施を検討。
- 多くの利用があるキャンプ場予約サイト「なっぷ」での予約ができるようになるなど施設予約方法の見直しを検討。
- 「青少年いこいの家」の認知度が低い。尼崎市内を含めた大阪圏から近い立地を活かすため、「新しいキャンプ場」としてのしっかりしたプロモーションの実施が必要。

### ○施設利用料について

- 施設の管理は、引き続き指定管理制度とする。
- 近隣の公営・民営の類似施設を参考に、新たな利用料金を設定する。
- 青少年団体や尼崎市民等に対しては、割引料金を設定する。
- レンタル備品の有料化を検討。

※現行の一人当たりの利用料金(一部抜粋)

	宿泊	野外施設
25歳未満・青少年団体等	200円/日	100円/日
その他	400円/日	200円/日



## 「ユースワーク」の視点を取り入れた取組の推進 実績値

### ② 子ども・若者応援基金活用事業補助金

区分	応募件数	採択件数
1 ユース活動支援コース	11件	10件
2 子ども・若者育成支援コース	15件	10件
3 パイロット事業コース	6件	3件
計	32件	23件

#### 【主な内容】

- 1 ユース活動支援コース
  - ・若者を対象とした献血やセミナーの実施
  - ・視覚障害者と子どもの交流事業の実施 など
- 2 子ども・若者育成支援コース
  - ・子ども食堂の運営
  - ・地域の子どもたちを対象とした工作教室の実施 など
- 3 パイロット事業コース
  - ・選挙参画の重要性を発信する音楽イベントの実施
  - ・高校生を対象とした会社見学ツアーの実施 など

### ③ ユース交流センター サテライト事業

	令和6年度		令和5年度		令和4年度	
	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数	開催回数	参加人数
中央	6回	82人	7回	144人	8回	205人
小田	6回	638人	12回	571人	12回	1,716人
大庄	12回	62人	12回	55人	3回	34人
立花	13回	476人	6回	68人	26回	525人
武庫	8回	239人	9回	861人	4回	15人
園田	17回	2,223人	18回	1,312人	19回	925人
計	62回	3,720人	64回	3,011人	72回	3,420人

#### 【令和6年度の内容】

- ・居場所カフェ、青少年の居場所 計49回、2,680人
- ・イベント（お祭り、音楽イベント、外遊びなど） 計13回、1,040人

# 子ども・子育て支援事業計画 (PDCAサイクルに基づく点検・評価の報告)

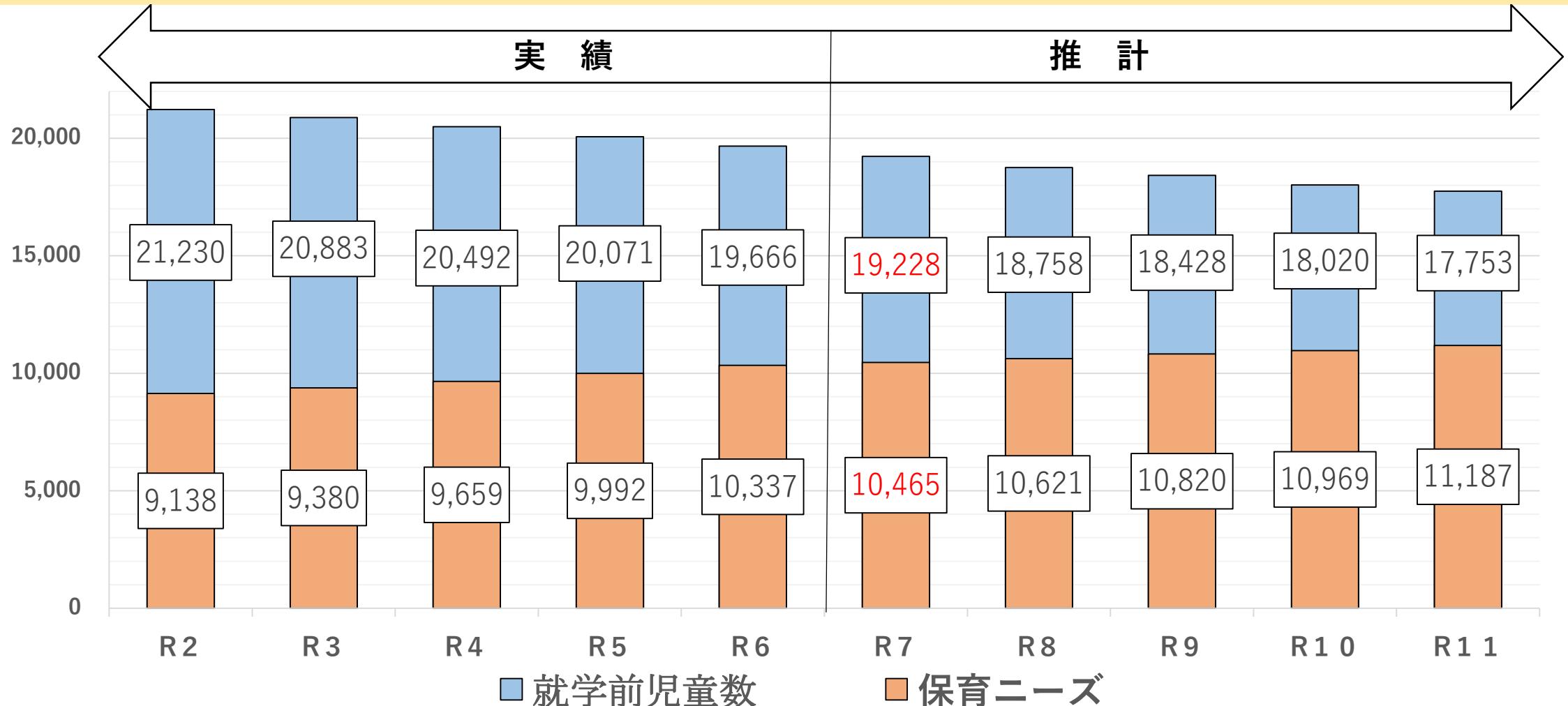
- 1 教育・保育の量の見込みと確保方策の進捗報告
- 2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと  
確保方策の進捗状況

令和7年10月3日

# 1 教育・保育の量の見込みと確保方策の進捗状況

## ① 本市の就学前児童数と保育ニーズ

(令和2年～令和6年度実績と事業計画において定めた令和7年度から令和11年度の推計)



②計画と実績について  
(令和7年4月1日時点、市全域、保育認定のみ)

(単位：人)

		令和7年4月1日時点		(差引)
		計画	実績	
① 量の見込み		10,465	10,386	△79
② 確保方策 (合計) ※		10,465	10,111	△354
内訳	認可施設の利用定員	9,624	9,637	
	企業主導型の利用定員	178	161	
	定員の弾力運用	212	※ △26	
	幼稚園等の預かり保育	451	339	
差引 (②-①)		0	△275	

※ 定員の弾力化(実績) △26人 = 入所児童数(認可施設)9,611人 - 認可施設の利用定員9,637人

(参考) 就学前児童数	19,228	19,166	△62
(参考) 入所児童数 (認可施設)		9,611	

### ③実績の詳細について

(令和7年4月1日時点、待機児童数、未入所児童数など)

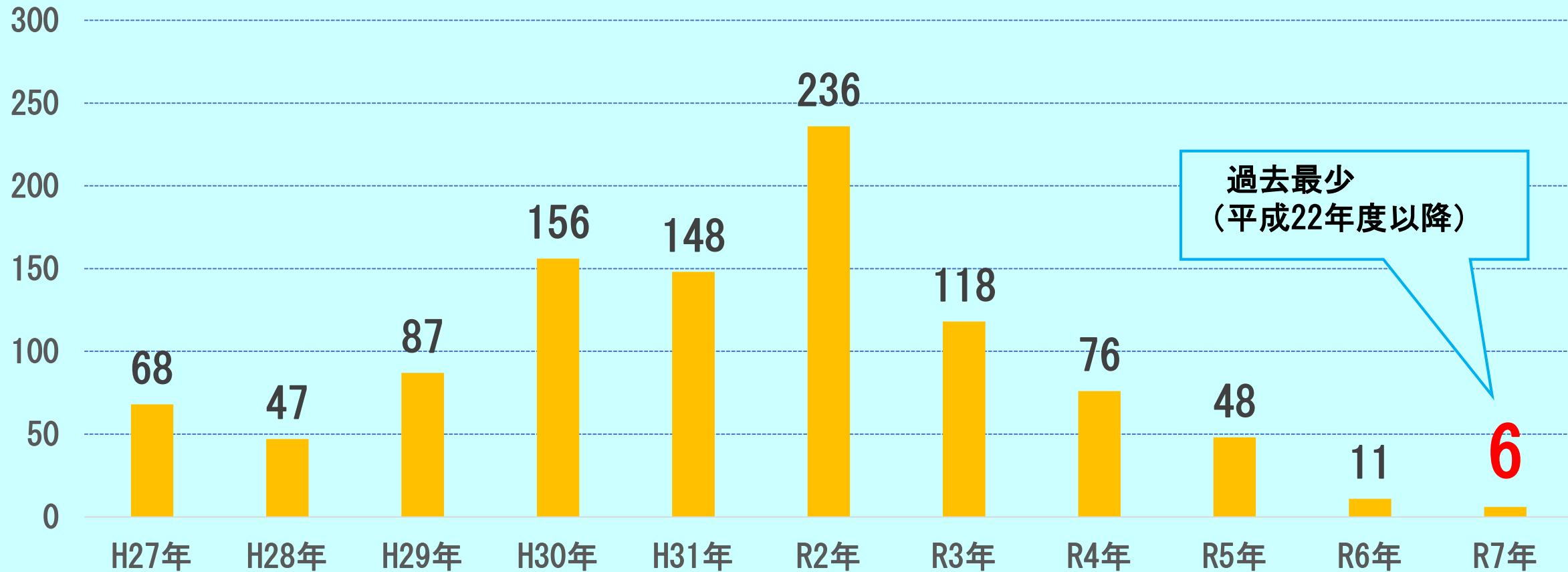
	人数	計算式
① 保育ニーズ (保育の量)	10,386	-
② 入所児童数 (認可保育施設)	9,611	-
③ 入所児童数 (企業主導型)	36	-
④ 幼稚園等の預かり保育	339	-
⑤ 未入所児童数	400	① - (②+③+④)

内訳	未入所児童数	400	・・・・前年比 △130人
	特定の保育施設を希望している方	214	
	育休中で復職の確認ができない方	133	
	求職活動を休止している方	47	
	待機児童数	6	・・・・前年比 △5人

④待機児童数の推移について  
(平成27年度～令和7年度)

### 待機児童数の推移

各年4月1日時点



## ⑤今後の取組みについて (令和7年度以降)

保育ニーズの頭打ちも見据え、認可保育所の新設を行うのではなく、既存施設に軸足を置いた待機児童対策を実施していく。

### 【具体的な取組み】

- ・保育士の確保・定着化策の推進
- ・特別に支援が必要な児童の受け入れ促進の検討
- ・丁寧な利用調整  
(入所事務でのAIやkintoneの活用、空き情報の提供)

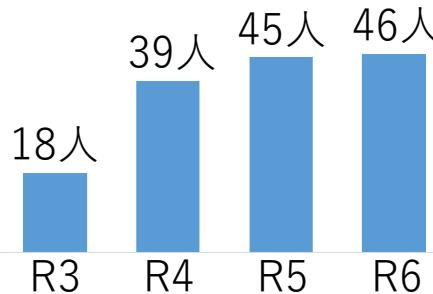
## ⑥参考 【保育士・確保定着化策等の実績と今後の取組み】

### 保育士・保育所支援センターの取組み

#### 【主な取組み（成果）】

- ・就職に向けたマッチング支援
- ・保育士就職フェアの開催
- ・保育業務体験の実施（R6～）
- ・Web広告や保育士資格取得者へのDM発送等

192人



**就職実績**  
**R3：18人→R6：46人**

#### 【更なる保育士確保に向けて（課題）】

- 出張相談会等での潜在保育士の掘り起こし
- 求職者に対し、保育業務体験を勧めるなど、  
引き続き広報活動や就業への後押しとなる活動が必要

#### 令和7年度の取組み

- 令和6年度と同様の就職実績を目指す。
- 保育業務体験や就職後のアフターフォローを実施し、離職防止を図る。

### 保育士確保及び定着化（補助制度）

#### 【主な取組み（成果）】

保育士確保策	R5実績	R6実績	R6目標
宿舎借り上げ支援事業	281人(79園)	305人(83園)	
新卒保育士就労支援事業	98人(56園)	91人(48園)	
潜在保育士就労支援事業	33人(21園)	29人(23園)	
奨学金返済支援事業	103人(41園)	103人(40園)	
保育士の負担軽減策等	R5実績	R6実績	R6目標
保育体制強化事業	129人(60園)	150人(70園)	50園
保育補助者雇用強化事業	—	99人(60園)	58園

R5と同程度

評価指標  
達成

#### 【更なる保育士確保に向けて（課題）】

- 特別な支援が必要な児童増 **R2：152人→R6：289人※**
- 物価高や人件費の高騰等により、現状の補助制度では保育士を加配することが厳しい。

※法人保育施設障害児保育事業

#### 令和7年度の取組み

- 教育・保育施設における特別な支援が必要な児童の受入体制の充実を図るため、補助金の見直しを検討。

① 総括Ⅰ 子育てを取り巻く環境について  
(令和2年～令和6年度)

社会情勢や子育てを取り巻く環境が大きく変化した

## 《社会情勢・子育て環境の変化》

- ・少子化の加速
- ・**共働き世帯の増加**
- ・働き方の変化
- ・**子育て家庭の孤立化**
- ・**新型コロナウイルス感染症**
- ・物価高騰
- ・人員不足（福祉分野など）
- ・育児休業制度の充実

## 《国の法令・施策》

- ・子ども基本法の施行
- ・**児童福祉法等の改正**
- ・加速化プラン（異次元の少子化対策）

## ② 総括Ⅱ 量の見込みと確保方策 (総括的な定性評価)

計画策定期（令和元年度）には、**新型コロナウイルス感染症を、想定していなかったこともあり、各事業において、計画値と実績値に乖離が生じた**ものの、令和5年度、令和6年度については、需要が回復してきた。

### 【関連事業（影響があった事業）】

子育て短期支援事業、地域子育て支援拠点事業、  
一時預かり事業（一般型）、病児・病後児保育事業、  
子育て援助活動支援事業、療育支援訪問事業

③ 総括Ⅲ 量の見込みと確保方策  
(総括的な定性評価)

共働き世帯の増加（フルタイム希望、育休取得）により、子育て世帯のニーズも多様化してきている。

【関連事業（影響があった事業）】

●放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

→待機児童数が依然として多い（R6年度323人）

●一時預かり事業（幼稚園型）

→申請日数の増（R2：61,915日→R6：117,294日）

●病児保育事業

→新たな病児保育室の確保を求める意見が寄せられている

#### ④ 総括Ⅳ 今後の方向性 (新たに計画に盛り込まれたもの)

こども基本法の施行、**児童福祉法等の改正**により、こども・若者の意見聴取や政策への反映、子どもの権利の普及啓発に加えて、**子育て世帯に対する包括的な支援**のための体制強化が図られた。

**【第3期子ども・子育て支援事業計画 (R7～R11) より新たに盛り込んだ事業】**

- 子育て世帯訪問支援事業
- 児童育成支援拠点事業
- 親子関係形成支援事業
- 妊婦等包括支援相談支援事業
- 乳児等通園支援事業 (R8～)
- 産後ケア事業

## ●放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

公立児童ホームは待機児童数の推計が20人以上となる地域への増設を進める。民間児童ホームは補助金制度を拡充することにより待機児童が多い地域への設置促進や定員数の確保を図る。

## ●子育て短期支援事業（ショートステイ）

更なる事業周知により積極的な制度利用につなげるほか、担い手であるショートステイ里親の登録者数増について、県や里親支援専門相談員と連携して啓発活動等に取り組む。

⑥ 総括V 今後の方向性  
(個別事業 (一部抜粋) )

●病児・病後児保育事業

新たな医療機関併設型病児保育室の確保のほか、**訪問型による病児保育事業の導入**など市民の利便性向上につながる対応を検討していく。

●乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

**令和8年度からの本格実施に向けて必要な受け皿を確保する**とともに、制度開始後も本事業のニーズに対応していくことで、子育てに不安を抱える保護者やその子どもの支援につなげていく。

## (1) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

## 【事業内容】

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図ります。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	3,664	3,539	3,577	3,510	3,447
1年生	1,299	1,255	1,268	1,244	1,222
2年生	1,027	992	1,003	984	966
3年生	767	741	749	735	722
4年生	386	373	377	370	363
5年生	132	127	128	126	124
6年生	53	51	52	51	50
②確保方策(人)	3,112	3,329	3,577	3,577	3,577
不足 (②-①) (人) 計画の需給の状況	▲ 552	▲ 210	-	-	-
③申請者数(人) (量の見込みの実績)	3,828	3,811	3,650	3,674	3,770
1年生	1,285	1,328	1,322	1,298	1,426
2年生	1,041	1,062	1,045	1,084	1,036
3年生	776	732	734	742	769
4年生	456	403	314	342	344
5年生	193	184	144	141	126
6年生	77	102	91	67	69
④確保定員(人) (確保方策の実績)	3,447	3,458	3,390	3,315	3,276
不足 (④-③) (人) 実績の需給の状況	▲ 381	▲ 353	▲ 260	▲ 359	▲ 494
不足 (④-②) (人) 確保の状況	335	129	▲ 187	▲ 262	▲ 301
待機児童数(人)	481	416	205	269	323
取組の成果と課題 (前年度)	公立児童ホームは、待機児童数の多い園田南児童ホームと上坂部児童ホームの施設を学校教室や専用プレハブ施設を活用して増設し、令和7年度の定員数を園田南は112人から152人に、上坂部は100人から160人に拡大した。 民間児童ホームは、経営難等により事業廃止する事業者が6箇所あったことから、139人の定員数減となり、待機児童数の増加の要因となった。				
取組の成果と 課題 (5ヵ年総括)	公立児童ホームは、武庫庄、園田南、上坂部（2クラス）で4クラスを増設し、140人の定員数増となったが、民間児童ホームは、経営難等を理由に事業所数が16箇所（17クラス）減少し、311人の定員数減となった。 待機児童数は、令和2年度に比べ減少したが、公立児童ホームでの子育ての負担軽減の取組（開所時間の延長、入退室管理等システムの導入等）による入所希望者の増加や児童数の地域偏在により、令和6年度以降は増加傾向にある。				
今後の取組方針 (第3期事業計画)	公立児童ホームは、待機児童数の推計（令和7年度以降の3ヵ年平均）が20人以上となる地域への増設を進める。民間児童ホームは、令和7年度から補助金制度（設置促進補助金・運営費補助金）を拡充することにより、待機児童が多い地域への設置促進や定員数の確保を図る。				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (2) 時間外保育事業（延長保育事業）

#### 【事業内容】

保育認定を受けた子どもに対し、認定こども園や保育所等において通常の利用日や利用時間以外に保育を実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
②確保方策(人)	1,917	1,910	1,897	1,888	1,885
差 (②-①) (人) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用者数(人)	1,370	1,468	1,584	1,606	1,625
差 (③-②) (人) 確保の状況	▲ 547	▲ 442	▲ 313	▲ 282	▲ 260
取組の成果と課題(前年度)	延長保育事業の利用者数は1,625人となり、令和5年度に比べて19人増加した。				
取組の成果と課題(5ヵ年総括)	保育認定を受けた子どもに対し、認定こども園や保育所等において通常の利用日や利用時間以外に保育を実施する事業であり、量の見込みは下回っているものの、利用者数は増加の傾向にあるため、今後も継続して取り組んでいく必要がある。				
今後の取組方針(第3期事業計画)	保護者の就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも増加していることから、様々な保育施設において、安定して延長保育を実施し、利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、引き続き取り組んでいく。				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (3) 利用者支援事業（子育て家庭への相談支援）

#### 【事業内容】

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるよう、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

#### 《基本型》

子育ての悩みや困りごとなど気軽に相談できる窓口として、情報提供やアドバイスのほか専門機関に繋ぐなど相談者に寄り添う支援を実施

#### 《特定型》

待機児童の解消を図るため、行政が地域連携の機能を果たすことを前提に主として保育に関する施設や事業を円滑に利用できるよう支援を実施

#### 《母子保健型（令和2～5年度）、こども家庭センター型（令和6年度）※》

妊婦・出産・子育てなど母子保健や育児に関する様々な悩み等に円滑に対応するため、保健師等が専門的な見地から相談支援等を実施し、妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援体制を構築

※児童福祉法の改正により、本市では、令和6年度より、旧母子健康包括支援センター（母子保健）と旧子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊娠婦及び乳幼児の健康の保持・増進に関する包括的な支援や児童虐待への予防的対応など個々の家庭に応じた支援を行っている。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①確保方策（箇所）	5	5	5	5	5
基本型	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型	2	2	2	2	2
②設置数（箇所）	5	5	5	5	6
基本型	2	2	2	2	2
特定型	1	1	1	1	1
母子保健型(R2～R5) こども家庭センター型(R6)	2	2	2	2	3
差（②-①）（箇所） 確保の状況	0	0	0	0	0

取組の 成果と課題 (前年度)	《基本型》
	小学校就学前の子育て家庭を対象に「こどもなんでも相談」を設置し、子育て支援員が子育て家庭の育児に係る相談に対して、利用者のニーズに応じた情報提供や専門機関と連携を図ることで、相談者に寄り添う支援を実施した。引き続き利用者のニーズに応じて適切な支援を実施していく。 また、いくしあ内にサロン及び相談窓口を設置し、相談員が利用者との何気ない会話の中から、利用者の困り事に寄り添い、必要に応じて情報提供やアドバイス、専門機関へのつなぎを行った。よりたくさんの方にサロンを利用いただけるように、定期的に読み聞かせ会を実施にするなどの工夫を行い、利用者の増加につなげることができた。また、サロンのイベントを増やして欲しいという利用者ニーズに応えるために、サロンで不定期開催している保育士による「読み聞かせ会」だけでなく、いくしあ内の保育士、保健師、心理士等が協働して「いくしあサロンわくわく会」を年4回開催し、季節の行事をテーマにした制作活動や集団遊びなどを行うイベントを開催した。
	《特定型》
	相談コーナーにおいて各保育施設の案内ファイルの配架や子ども連れの相談者のためにキッズスペースを開放しているほか、毎月の各保育施設の空き情報を市ホームページに掲載するなど、保育施設の利用希望者に対して相談しやすい環境づくりや情報提供を継続して行った。 また、利用に至らなかった方に対しては、保育士資格を有する相談員を中心にアフターフォローコール（入所申請後の状況把握や保育施設・保育サービスに係る情報提供）を実施したこと、その後の入所につながるなど、待機児童数の抑制に一定の効果（39人の未入所児童数の減）があった。これらの取組に加えて、令和7年4月に向けた入所利用調整業務において、追加調整を行ったことで、71人の更なる入所につながった。しかしながら、保育施設の受け入れ可能人数は限られているなかで、保育ニーズは引き続き高い水準にあることから、今後も引き続き、利用希望者の個別ニーズをより的確に把握したうえで、保育施設等の利用につなげていく必要がある。
	《母子保健型（令和2～5年度）、こども家庭センター型（令和6年度）》
	母子健康手帳の交付時面接を通して、相談窓口の周知や支援の必要な妊婦の早期把握に努めた。また、産後は乳幼児健診やこんにちは赤ちゃん事業等の各事業を通して産婦や乳幼児の実情の把握に努めている。継続的に支援が必要な妊産婦や乳幼児に関しては、ケース会議を設け関係機関と協力してサポートプランを立案し、情報提供や助言指導、関係機関との連絡調整などの支援を行った。

<p>取組の成果と課題 (5ヵ年総括)</p>	<p><b>《基本型》</b> 「こどもなんでも相談」では毎年100件程度の相談が寄せられているが、子育てや保育施設に関する相談を中心にこどもの発達や養育方法など多岐にわたることから、適切な支援が提供できるように引き続き取り組んでいく。 令和元年のいくしあ開設以来、利用者支援事業としていくしあサロンを実施してきた。新型コロナ禍で利用者が一時的に減少した年もあったが、5ヵ年で延べ7,703人のこどもとその保護者がサロンを利用し、地域における親子の居場所や身近で敷居が低い相談先として、市内での定着と認知が進んだ。今後も、サロンの周知と啓発を実施するとともに、サロン利用者の多様なニーズに応えるため、イベント実施などの取組内容について充実させる必要がある。</p> <p><b>《特定型》</b> 利用に至らなかつた方に対する、保育士資格を有する相談員によるアフターフォローコールの実施や、4月の入所利用調整時における追加調整などの取組により、待機児童数の減少（236人（令和2年4月）から6人（令和7年4月））に一定の効果はあったものと考えている。しかしながら、少子化が進行するなかでも保育ニーズは引き続き高い水準にあることから、今後も引き続き、利用希望者の個別ニーズをより的確に把握したうえで、保育施設等の利用につなげていく必要がある。</p> <p><b>《母子保健型（令和2～5年度）、こども家庭センター型（令和6年度）》</b> 母子包括支援センター機能（令和6年度～こども家庭センター機能）において、妊娠期から子育て期における一連の事業等（妊娠届出の面談、妊娠婦健診、こんにちは赤ちゃん訪問、乳幼児健診等）を通して、支援が必要な対象者をタイムリーに把握し、地区担当保健師の個別支援や関係機関との連携支援につなぐことができた。</p>
<p>今後の取組方針 (第3期事業計画)</p>	<p><b>《基本型》</b> 県主催の子育て支援員研修を受講するなど職員の相談対応の質を高めるとともに、利用者の状況を的確に把握し、適切な支援を行うことで、より多くの子育て世帯の悩みや不安の解消につなげていく。また、対象とする子育て家庭を小学校就学前から18歳までに改める中で地域子育て相談機関の役割を担っていく。 いくしあでは引き続き、サロンの利用促進に向けて周知を行うほか、いくしあ内の専門職が協働で実施する「いくしあサロンわくわく会」を開催するなど、利用者のニーズに合わせたイベント等の取組を拡充し、保護者にとって敷居の低い身近な施設となるように取り組んでいく。加えて、「地域子育て相談機関」として、サロン利用者の保護者の子育てに関する悩みを気軽に相談できる地域の居場所として、保護者の困り事に寄り添いながら、必要な情報の提供を行っていくとともに関係機関との連携も深めていく。</p> <p><b>《特定型》</b> 少子化が進んでいるとは言え、保育ニーズは引き続き高い水準にあると見込まれるため、支援等が必要な児童を含めた、入所に係る相談に十分に対応していくよう、保護者への助言や情報提供を行っていく。また、利用希望者へのアフターフォローコールを引き続き実施していくことで、保育施設等と利用希望者のマッチング精度を高め、より多くの児童の保育施設等への入所につなげていく。</p> <p><b>《母子保健型（令和2～5年度）、こども家庭センター型（令和6年度）》</b> 引き続き、利用者支援事業（こども家庭センター型）相談窓口を周知し、妊娠婦及び乳幼児等、支援の必要な対象の把握に努め、必要な支援につなげていく。今後も地域の団体との情報共有や課題等の共有を行い、地域全体で子育てを支えていくような仕組みづくりにつなげていく。</p>

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

#### 【事業内容】

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や里親の居宅などで必要な養育等を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	196	196	196	196	196
②確保方策(延べ日数)	196	196	196	196	196
差 (②-①) (延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③利用日数(延べ日数)	100	158	203	360	327
差 (③-②) (延べ日数) 確保の状況	▲ 96	▲ 38	7	164	131
取組の成果と課題 (前年度)	<p>令和6年度の年間延べ利用日数は327日、年間延べ利用人数は88人であった。なお、令和6年度からショートステイの受入先に市内の里親宅を追加しており、上記利用件数のうち105日、32人の利用があった。</p> <p>ショートステイ利用の主な理由は育児疲れが最も多く、その他は保護者の入院や出張等である。本事業の利用により、保護者の育児不安や負担の軽減、保護者の入院等で児童の預かり先に困っていた家庭の安心感につながるなど適切な支援につながった。</p> <p>里親宅を受入先に追加することで、学校に通いながら事業利用も可能となる等、幅広いニーズに応じた受入れが可能となり、保護者の育児不安や負担の軽減に寄与できたものの、ショートステイ里親登録は、県の里親であることが要件としており、里親数が限られている中で、里親宅でのショートステイに係る事業利用率が低い。</p>				
取組の成果と課題 (5ヵ年総括)	<p>市内の里親宅を受入先に追加することで、保護者に様々な受入れ先を提案することが可能となり、保護者の送迎に係る負担や利便性の向上が図れ、適切な支援に繋がっている。</p> <p>今後、ショートステイ里親の登録数を増加させることで、更なる利用日数の増加を目指し、ひいては、保護者の育児不安、負担の軽減に努め、子ども及びその家庭の福祉向上を図る。</p>				
今後の取組方針 (第3期事業計画)	<p>ショートステイが円滑に利用できるように、施設との関係を強化し日頃から連携を図ることで、利用率向上に努める。</p> <p>更なる事業周知により積極的な制度利用につなげるほか、担い手であるショートステイ里親の登録者数増について、県や里親支援専門相談員と連携して啓発活動等に取り組む。</p>				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (5) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場、子育て支援ゾーンPAL）

#### 【事業内容】

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助などを行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ人数)	90,585	90,595	90,198	89,802	89,398
②確保方策(箇所数)	11	11	11	11	11
③利用者数(延べ人数)	48,535	59,495	75,048	77,449	73,337
④設置数(箇所数)	10	11	11	11	11
差 (④-②) (箇所数) 確保の状況	▲ 1	0	0	0	0
取組の成果と課題(前年度)	子育て中の親子が気軽に情報交換や交流を行うことができる場を提供するため、すこやかプラザの子育て支援ゾーンPAL及び10か所のつどいの広場を設置しており、在宅で子育てをしている保護者を中心に不安・負担感の軽減に努めた。令和6年度はすこやかプラザの空調機器工事のためPALが利用できない期間があったため延べ利用者数は前年度と比べ減少しているが、工事期間を除くとほぼ前年度と同水準の利用であった。引き続き、利用者数の増加を図るための方策を検討していく。				
取組の成果と課題(5カ年総括)	利用者数は新型コロナウイルス感染症の影響により令和2年度は大幅に利用者数が減少したが、令和3年度から年々増加する傾向を示し、ほぼ新型コロナウイルス感染症の影響を受ける以前の水準まで回復している。今後も利用者の満足度を高めるとともに利用促進を図る方策を検討する。				
今後の取組方針(第3期事業計画)	引き続き多くの子育て世帯に利用してもらえるように、各施設で実施可能な事業やサービス等を提供できる方法を検討していく。また、兵庫県が実施する子育て支援員研修の受講等を通し、対応を行うスタッフの資質の維持・向上を図り、個別の状況に応じた情報提供、相談援助、関係機関との適切な連携等を利用者に対して円滑に行えるように機能強化を進めていく。				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (6-1) 一時預かり事業（幼稚園型）

#### 【事業内容】

幼稚園において、在籍する園児を通常の利用日や利用時間以外に預かり保育をする事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ日数）	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
②確保方策（延べ日数）	60,180	59,655	59,105	58,858	58,870
差（②-①）（延べ日数） 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数（延べ日数）	61,915	79,371	86,867	95,745	117,294
④確保日数（延べ日数）	61,915	79,371	86,867	95,745	117,294
差（④-③）（延べ日数） 実績の需給の状況	0	0	0	0	0
差（④-②）（延べ日数） 確保の状況	1,735	19,716	27,762	36,887	58,424
取組の成果と課題（前年度）	<p>幼稚園型一時預かり事業の延べ日数は、私立幼稚園等（本市所在施設15園、他市所在施設2園）104,000日、公立幼稚園（9園）13,294日の計117,294日となり、量の見込みを58,424日上回った。</p> <p>増加理由としては、幼稚園型一時預かり事業の年間実施日数の増加や受け入れの緩和、幼稚園型一時預かり事業を開始した市内私立幼稚園等が1園増加したことなどが考えられる（子ども・子育て支援新制度に移行した私立幼稚園については、地域子ども・子育て支援事業による幼稚園型一時預かり事業または、従来からの私学助成による一時預かり保育事業のいずれかを選択実施できる）。</p> <p>また、当該事業の需要が高まる中、各年度の延べ利用日数も増となっており、事業を実施することで保護者の子育てニーズに対応することができた。</p>				
取組の成果と課題（5ヵ年総括）	<p>当該事業の需要が高まったことに加え、認定こども園となった保育所や子ども・子育て支援制度へ移行した私立幼稚園もあり、計画当初と比べて大幅な日数増となった。今後は、量の確保に向けて、私立幼稚園及び認定こども園へ一時預かり事業の一層の充実を図ってもらうように働きかけていく必要がある。</p>				
今後の取組方針（第3期事業計画）	<p>私立幼稚園及び認定こども園での実施箇所数を確保し、預かり保育を希望する保護者の子育てニーズに対応していく。また、市立幼稚園については、令和8年度より、存続する園（6園）で一時預かりの実施時間を公立保育所の開所時間と合わせ、拡充するため、教育委員会事務局と連携しながら受入準備を行う。</p>				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (6-2) 一時預かり事業（幼稚園型除く）

#### 【事業内容】

保護者が就労や病気等により一時的に保育ができない場合や、保護者の負担軽減やリフレッシュを図れるよう一時的な預かりを行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度						
①量の見込み(延べ日数)	20,093	20,007	19,872	19,787	19,743						
②確保方策(延べ日数)	20,093	20,007	19,872	19,787	19,743						
幼稚園型除く	19,320	19,238	19,108	19,026	18,984						
ファミリーサポートセンター	773	769	764	761	759						
差 (②-①) (延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0						
③申請日数(延べ日数)	11,744	10,664	12,945	14,218	15,407						
④確保日数(延べ日数)	11,744	10,664	12,945	14,218	15,407						
幼稚園型除く	11,449	10,220	12,290	13,768	14,779						
ファミリーサポートセンター	295	444	655	450	628						
差 (④-③) (延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	0	0						
差 (④-②) (延べ日数) 確保の状況	▲ 8,349	▲ 9,343	▲ 6,927	▲ 5,569	▲ 4,336						
取組の成果と課題 (前年度)	<p>保育所等の一時預かり事業の申請日数は15,407日となり、令和5年度に比べて1,189日増加した。</p> <p>また、すこやかプラザ及びつどいの広場2か所において、在宅で子育てをしている保護者を中心に、リフレッシュ等を目的とした一時預かり事業を実施し、育児の負担軽減に繋げた。令和6年度はすこやかプラザの空調機器工事のため前年度と比べ利用日数が減少したものの、工事期間を除く期間は概ね前年度並みで推移している。</p> <p><b>【令和6年度実績】</b></p> <table> <tbody> <tr> <td>保育所等</td> <td>: 13,502日 (令和5年度: 12,464日)</td> </tr> <tr> <td>つどいの広場等</td> <td>: 1,277日 (令和5年度: 1,304日)</td> </tr> <tr> <td>ファミサポ</td> <td>: 628日 (令和5年度: 450日)</td> </tr> </tbody> </table>					保育所等	: 13,502日 (令和5年度: 12,464日)	つどいの広場等	: 1,277日 (令和5年度: 1,304日)	ファミサポ	: 628日 (令和5年度: 450日)
保育所等	: 13,502日 (令和5年度: 12,464日)										
つどいの広場等	: 1,277日 (令和5年度: 1,304日)										
ファミサポ	: 628日 (令和5年度: 450日)										
取組の成果と課題 (5ヵ年総括)	<p>保護者が就労や病気等により一時的に保育ができない場合や、保護者の負担軽減やリフレッシュを図るために必要な事業であり、量の見込みに対する実績は下回っているものの、利用者数は増加の傾向にあるため、今後も継続して取り組んでいく必要がある。5か年を通じて延べ10,000日以上の利用があることから、子育て世帯を支援する観点から有効であったと考えられる。一方で、利用定員に制限があることから利用を促進する上で定員を増加させるのであれば人材や財源の確保が課題として考えられる。</p>										
今後の取組方針 (第3期事業計画)	<p>一時預かり事業は育児世帯においては急用時等に不可欠なものであるため、保育施設等で、引き続き市報・子育て情報誌及びHP等で情報発信を行い、利用者への周知を図っていく。また、つどいの広場等ファミリーサポートセンターにおいては、同じ体制で引き続き量の見込みに対応していく。</p>										

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (7) 病児・病後児保育事業

#### 【事業内容】

保護者が就労等により、病気やその回復途中に幼稚園や保育所等での集団保育が困難となったこどもを一時的に医療機関に併設された保育室などで保育や看護を行う事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(延べ日数)	2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
②確保方策(延べ日数)	2,481	2,453	2,432	2,410	2,390
差 (②-①) (延べ日数) 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数(延べ日数)	968	1,598	1,469	1,557	1,529
④確保日数(延べ日数)	968	1,598	1,469	1,557	1,529
差 (④-③) (延べ日数) 実績の需給の状況	0	0	0	0	—
差 (④-②) (延べ日数) 確保の状況	▲ 1,513	▲ 855	▲ 963	▲ 853	▲ 861
取組の成果と課題(前年度)	<p>子どもが病気等により家庭や集団での保育が困難な場合に、一時的に病児・病後児保育室で保育・看護することにより、保護者の子育てと就労を両立できるよう支援を行っているところである。利用者は、前年度とほぼ横ばいとなつており令和4年度の利用者数の減少から回復が続いているものと考える。</p> <p><b>【実施施設】</b></p> <p>小中島診療所キッズケアハウス（4床）（令和3年9月から休止中） 高原クリニック病児保育室（4床） 堀内小児科むこのそう病児保育室（6床） 兵庫県立尼崎総合医療センター病児・病後児保育室（4床）</p> <p>（参考）在園時以外の病児を預かる保育施設（企業主導型保育事業） GreenHouse尼崎園 すまいる保育園桂木</p>				
取組の成果と課題(5ヵ年総括)	<p>令和元年度から令和2年度にかけて病児保育室の利用者数が減少したが、その要因は新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で病児保育室の利用を控える保護者が多かったことや働き方として在宅勤務が広まり自宅で子どもを看病する保護者が増えたことによる影響である。</p> <p>令和3年度には感染症への対策が進み、併せてウィズコロナの新しい生活様式が定着し始めたこと也有って、令和3年度以降、病児保育室の利用者数は概ね増加傾向に転じており、新型コロナウイルス感染症の影響を受ける前の水準まで利用者数は回復しているものと考えている。</p> <p>こうした中、計画では4ヵ所の病児保育室で利用者の受け入れを確保しているが、令和3年9月から小中島診療所の休止が継続しており、再開の目途が立たず、現在は3ヵ所の病児保育室で事業を実施していることから、新たな病児保育室を確保する等の対策が必要と考えている。</p>				
今後の取組方針(第3期事業計画)	<p>現状、3ヵ所の病児保育室で事業を継続しているが、市民から新たな病児保育室の確保を求める意見が寄せられており、他都市の実施事例の情報収集をしつつ、新たな医療機関併設型病児保育室の確保のほか、訪問型による病児保育事業の導入など市民の利便性向上につながる対応を検討していく。</p>				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

#### 【事業内容】

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（協力会員）がそれぞれ会員となって、地域でお互いに子育ての支え合いが行われるようコーディネートする事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み（延べ日数）	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
②確保方策（延べ日数）	1,600	1,571	1,555	1,533	1,512
差（②-①）（延べ日数） 計画の需給の状況	0	0	0	0	0
③申請日数（延べ日数）	1,071	1,106	1,343	1,753	2,267
④確保日数（延べ日数）	1,071	1,106	1,343	1,753	2,267
差（④-③）（延べ日数） 実績の需給の状況	0	0	0	0	0
差（④-②）（延べ日数） 確保の状況	▲ 529	▲ 465	▲ 212	220	755
取組の成果と課題（前年度）	「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」が会員となって、地域で互いに子育てを支えあう仕組みであり、地域でこどもを育む意識の醸成と主体的な環境づくりの取組を促進している。令和6年度の利用件数は大幅に増加し、新型ウイルス感染症の影響のなかった令和元年度の水準以上の利用件数まで回復している。				
取組の成果と課題（5ヵ年総括）	令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受け、令和元年度よりも利用件数が激減したが、その後は順調に利用件数が回復し、令和6年度は新型ウイルス感染症の影響のなかった令和元年度の水準以上の利用件数まで回復している。				
今後の取組方針（第3期事業計画）	今後においても、市ホームページや子育て関係冊子等で当制度の周知を図るとともに、保育所や児童ホームの入所手続き所管課等との連携を図ることにより、利用件数の更なる増加を促進する。				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

#### 【事業内容】

生後2か月頃の乳児がいるすべての家庭に訪問し、子育ての相談を受けたり、子育てに役立つ情報提供をすることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを支援する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①量の見込み(人)		3,560	3,544	3,529	3,513	3,497
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市訪問員（保育士：臨時の任用職員）による訪問				
③量の見込みの実績 (対象児童数(人))		3,117	3,445	3,098	3,291	3,150
④確保方策の 実績	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課				
	実施体制	本市訪問員（保育士：会計年度任用職員）による訪問				
取組の 成果と課題 (前年度)		<p>「出産・子育て応援給付金事業」を活用し、全戸訪問時に給付金申請の案内を行うことにより、訪問実施率が98.8%と高い実施率を維持している。訪問を希望しない場合は、面談や電話での相談を行っている。こんにちは赤ちゃん事業により継続した支援が必要と判断した家庭に対しては、担当保健師による事後フォロー(83件2.6%)を行った。連絡がとれない、または児と会えなかった場合は、4か月児健診にて状況を確認している。</p> <p>生後2か月頃の時期に訪問員が訪問することで、子育ての不安や育児負担感の解消に向けた情報の発信や相談支援につなげていることから、児童虐待の発生予防、早期発見にも寄与してきた。</p>				
取組の成果と 課題 (5ヵ年総括)		<p>令和5年1月より開始した「出産・子育て応援給付金事業」を活用し、全戸訪問時に給付金申請の案内を行うことにより、訪問実施率が令和4年度は93.2%から令和6年度には98.8%と大幅に上昇した。</p> <p>家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくる。訪問後、支援が必要な家庭をすべてピックアップし切れ目ない支援に繋げるためには、リスクアセスメント等を行う必要があり、そのためには、訪問員の職種等の見直しを検討する必要がある。</p>				
今後の取組方針 (第3期事業計画)		<p>妊婦のための支援給付金(2回目)(旧：子育て応援給付金)の申請方法の案内はこんにちは赤ちゃん訪問で行うこととしているため、今後も訪問実施率の維持、増加が見込まれ、地区担当保健師と連携することで、切れ目ない支援を実施していく。</p> <p>家庭訪問では、特に多様なニーズや背景を捉えた上での支援が必要となり、高いスキルが必要となってくる。訪問後、支援が必要な家庭をすべてピックアップし切れ目ない支援に繋げるとともに、こども家庭センター機能の強化を行うためにも、訪問員の職種等の見直しを検討する。</p>				

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (10) 養育支援訪問事業

#### 【事業内容】

妊娠・出産・子育て期（概ね児が1歳に達するまで）の家庭で、養育支援を必要とする妊婦及び養育者に対し専門員を一定期間継続的に派遣し、養育者の心身の負担の軽減や養育力の向上が図れるよう相談や指導、助言などの支援を行う事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
①量の見込み(人)		878	897	905	909	911					
②確保方策	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課									
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問									
③量の見込みの実績 (相談者数(人))		913	515	518	811	850					
④確保方策の 実績	実施機関	健康増進課、北部・南部地域保健課									
	実施体制	本市に登録している育児支援専門員による訪問									
取組の 成果と課題 (前年度)	<p>妊娠中及び出産後の早期から専門員を継続して派遣することで、子どもの発達に応じた小さな変化や、養育者の不安に対してタイムリーな助言・指導を行っている。終了時のアンケート結果では、事業を利用した98.1%が事業を利用して「良かった」と回答しており、「初めての育児でわからないことが多かったが、一つ一つ解決できた」、「困った時に相談できる人がいるという安心感が良かった」等、前向きな意見が多かった。育児不安の軽減や母子関係の定着につながり、児童虐待リスクの軽減につながっていると考えられる。</p> <p>新規件数については令和5年度よりもやや減少しているが、妊娠中から生後3か月までに介入(77.5%)できており、ハイリスク妊産婦の早期把握、早期支援につながっている。また、対象者の多様化するニーズに応じて専門員を調整・選定していることから継続した支援を実施することができているため延べ派遣件数が増加していると考える。</p>										
取組の成果と 課題 (5ヵ年総括)	<p>コロナ渦もあり、令和3年、4年度は派遣件数は少なかったが、令和5年度以降はコロナ渦前の状況に戻っている。</p> <p>日々の保健師活動を行い、対象者の多様化するニーズに応じて専門員を調整・選定していることから継続した支援を実施することができている。</p>										
今後の取組方針 (第3期事業計画)	<p>訪問件数が増加傾向であること、家庭訪問では対象家庭の多様なニーズや背景に応じたきめ細かな支援のため専門的知識や技術が必要であることから、引き続き適切な人材を確保するとともに、専門員への研修や連絡会を行う。</p> <p>また、専門員の派遣により、養育者の心身の負担を軽減し、虐待の発生予防に努めるとともに、対象者の養育力の向上を図ることで、乳幼児が健やかな成長・発達を遂げられるよう支援していく。</p>										

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (11) 妊婦健康診査事業

#### 【事業内容】

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度					
①量の見込み(人(回数))		6,136 (46,944)	6,108 (46,733)	6,082 (46,535)	6,055 (46,324)	6,027 (46,113)					
②確保方策	実施場所	委託医療機関 (委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)									
	検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・後期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・基本健診：診察・検尿・超音波等</li> </ul>									
	実施時期	通年実施									
③量の見込みの実績(人(回数))		5,812 (47,420)	5,662 (44,431)	5,311 (42,960)	5,206 (41,602)	5,168 (40,276)					
④確保方策の実績	実施場所	委託医療機関 (委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い)									
	検査項目	<ul style="list-style-type: none"> <li>・前期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・後期健診：診察・検尿・超音波・血液検査等</li> <li>・基本健診：診察・検尿等</li> </ul>									
	実施時期	通年実施									
取組の成果と課題(前年度)	<p>非課税世帯の妊婦に対し、初回産科受診の費用助成(1回分、10,000円)を開始し、6人が利用。対象者のほとんどは、経済的困窮以外の課題も抱えており、申請時に保健師が面談を行うことで、早期から継続支援につなげることができた。</p> <p>医師会の協力を得て、妊婦健診14回すべてにおける超音波検査費用の助成回数を拡充できるよう制度の整備を図った。</p>										
取組の成果と課題(5ヵ年総括)	<p>令和5年度より産婦健診に対する助成を開始し、医療機関からの結果報告を受け、ハイリスク産婦の早期把握、早期支援へと繋ぐことが出来ている。また、令和6年度より非課税世帯の妊婦に対し、初回産科受診の費用助成を開始することで、低所得の妊婦について経済的支援の軽減を図るとともに、状況を継続的に把握し、必要な支援につなげることが出来ている。</p>										
今後の取組方針(第3期事業計画)	<p>妊婦健診14回すべてに超音波検査費用の助成をし、母体及び胎児の状態を適切に把握するとともに、子育て世帯の経済的負担を軽減する。</p>										

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

#### 【事業内容】

家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で助成する事業です。また、新制度に移行していない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食費）も助成の対象としています。

取組の成果と課題 (前年度)	<p>(1号認定子ども) 保護者が幼稚園等に支払う教材費・行事費等及び給食費（副食材料費）の実費徴収額に対して、生活保護世帯に属する児童にあっては教材費・行事費等の一部を、低所得世帯等に属する児童にあっては給食費（副食材料費）の一部を補助することにより、保護者の金銭的負担の軽減を図った。 また、幼児教育・保育の無償化に伴い、令和元年度より新制度に移行しない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食材料費）も補助対象としている。</p> <p>(2・3号認定子ども) 家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、保育の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う実費徴収額に対して、上限の範囲内で補助を実施した。</p> <p><b>【令和6年度実績】</b></p> <table><tbody><tr><td>1号認定</td><td>教材費・行事費等の支給児童数</td><td>延べ 244人</td><td>(月額上限 2,700円/人)</td></tr><tr><td></td><td>給食費（副食材料費）の支給児童数</td><td>延べ 4,486人</td><td>(月額上限 4,800円/人)</td></tr><tr><td>2・3号認定</td><td>教材費・行事費等の支給児童数</td><td>延べ 987人</td><td>(月額上限 2,700円/人)</td></tr></tbody></table>	1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ 244人	(月額上限 2,700円/人)		給食費（副食材料費）の支給児童数	延べ 4,486人	(月額上限 4,800円/人)	2・3号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ 987人	(月額上限 2,700円/人)
1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ 244人	(月額上限 2,700円/人)										
	給食費（副食材料費）の支給児童数	延べ 4,486人	(月額上限 4,800円/人)										
2・3号認定	教材費・行事費等の支給児童数	延べ 987人	(月額上限 2,700円/人)										
取組の成果と課題 (5ヵ年総括)	<p>当該補助金を支給することにより、低所得者世帯等及び生活保護世帯における、円滑な特定教育・保育の利用や子どもの健やかな成長を支援している。</p> <p><b>【5ヵ年の実績】</b></p> <table><tbody><tr><td>1号認定</td><td>教材費・行事費等の支給児童数</td><td>R6 延べ244人、R5 延べ331人、R4 延べ247人、R3 延べ302人、R2 延べ318人</td></tr><tr><td>1号認定</td><td>給食費（副食材料費）</td><td>R6 延べ4,486人、R5 延べ4,468人、R4 延べ4,313人、R3 延べ4,969人、R2 延べ4,575人</td></tr><tr><td>2・3号認定</td><td>教材費・行事費等</td><td>R6 延べ987人、R5 延べ1,062人、R4 延べ994人、R3 延べ850人、R2 延べ997人</td></tr></tbody></table>	1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	R6 延べ244人、R5 延べ331人、R4 延べ247人、R3 延べ302人、R2 延べ318人	1号認定	給食費（副食材料費）	R6 延べ4,486人、R5 延べ4,468人、R4 延べ4,313人、R3 延べ4,969人、R2 延べ4,575人	2・3号認定	教材費・行事費等	R6 延べ987人、R5 延べ1,062人、R4 延べ994人、R3 延べ850人、R2 延べ997人			
1号認定	教材費・行事費等の支給児童数	R6 延べ244人、R5 延べ331人、R4 延べ247人、R3 延べ302人、R2 延べ318人											
1号認定	給食費（副食材料費）	R6 延べ4,486人、R5 延べ4,468人、R4 延べ4,313人、R3 延べ4,969人、R2 延べ4,575人											
2・3号認定	教材費・行事費等	R6 延べ987人、R5 延べ1,062人、R4 延べ994人、R3 延べ850人、R2 延べ997人											
今後の取組方針 (第3期事業計画)	引き続き、生活保護世帯、低所得世帯等に属する保護者が施設等に支払う実費徴収額の一部を補助することで、円滑な施設等の利用を支援する。												

## 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策の進捗状況等

### (13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業 (認定こども園特別支援教育・保育経費)

#### 【事業内容】

健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な経費の一部を助成する事業です。

取組の成果と課題 (前年度)	健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部を補助した。(月額65,300円/人) 【令和6年度実績】 1号認定 12人 延べ 135か月 8,815,500円 2・3号認定 0人
取組の成果と課題 (5ヵ年総括)	当該補助金を交付することにより、補助対象施設における特別な支援が必要な児童の受入体制を構築することができた。 一方、教育・保育施設では、特別な支援を必要とする児童数が増加しているが、昨今の物価高騰や人件費の高騰等により、こうした児童の受入体制を確保することが更に困難となっている。 【5ヵ年の実績】 R2: 8人、延べ 84か月 R3: 9人、延べ 96か月 R4: 12人、延べ137か月 R5: 13人、延べ137か月 R6: 12人、延べ135か月
今後の取組方針 (第3期事業計画)	今後も引き続き、私立認定こども園に対する特別支援教育保育経費の補助を行い、良質かつ適切な教育・保育の提供体制の確保を図る。また、保育現場のニーズ等を踏まえつつ、加配保育士の配置を補助条件とすることも含め、補助金の見直しを検討する。

# 「尼崎市子ども・子育て審議会」への分科会の設置 及び児童相談所の開設準備状況について

令和7年10月3日

尼崎市  
子どもの育ち支援センター  
児童相談所設置準備担当

# 児童相談分科会・里親分科会の設置

## 尼崎市子ども・子育て審議会

(常設)

### 児童相談分科会

審議事項

児童福祉法第27条第6項(①)及び第33条の15第3項(②)に係るもの  
➡ ① 児童、保護者の意向が措置と一致しない場合の意見聴取  
② 被措置児童虐待に対する措置内容の報告に係る意見陳述

開催頻度  
(予定)

年12回

委員  
(50音順)  
(敬称略)

小田 紗織 (弁護士)  
駒井 早苗 (医師)  
畠山 由佳子 (学識経験者)  
日上 耕司 (学識経験者)  
每原 敏郎 (医師)

審議会委員

分科会委員  
(専属委員)

○

○

○

○

(常設)

### 里親分科会

審議事項

児童福祉法施行令第29条に係るもの  
➡ 里親の認定に係る意見聴取及び適否の審査  
里親の登録更新に関する報告

開催頻度  
(予定)

年6回

委員  
(50音順)  
(敬称略)

天野 聖子 (弁護士)  
伊藤 嘉余子 (学識経験者)  
馬場 幸子 (学識経験者)  
東谷 聰美 (児童養護施設長)  
山本 千尋 (医師)

審議会委員

分科会委員  
(専属委員)

○

○

○

○

# 尼崎市児童相談所の概要

名称

尼崎市児童相談所

開設  
年月日

令和8年4月1日

設置場所

尼崎市若王寺2丁目18番7号  
(あまがさき・ひと咲きプラザ内)

管轄区域

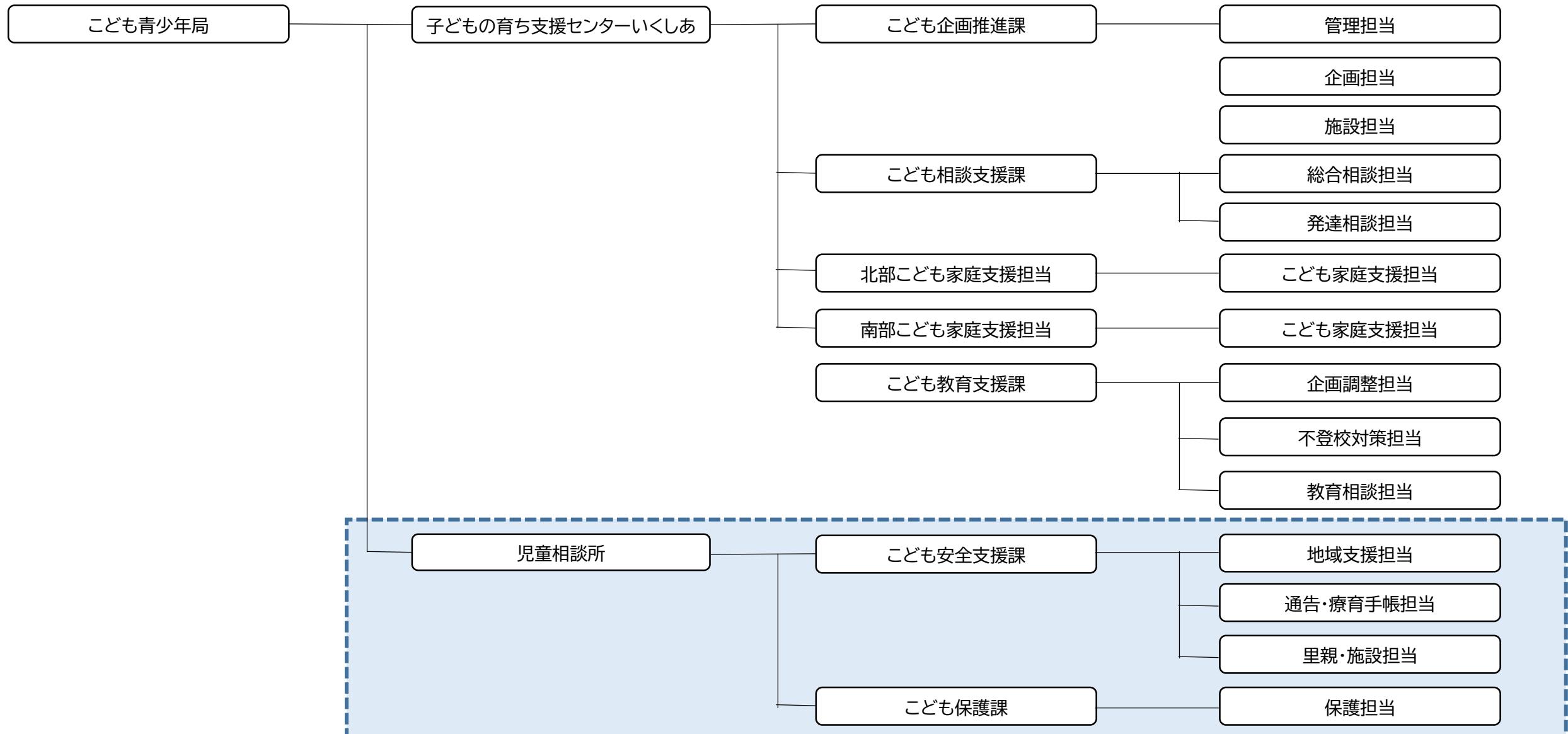
尼崎市内全域

基本理念

子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現



# 尼崎市児童相談所の組織(予定)



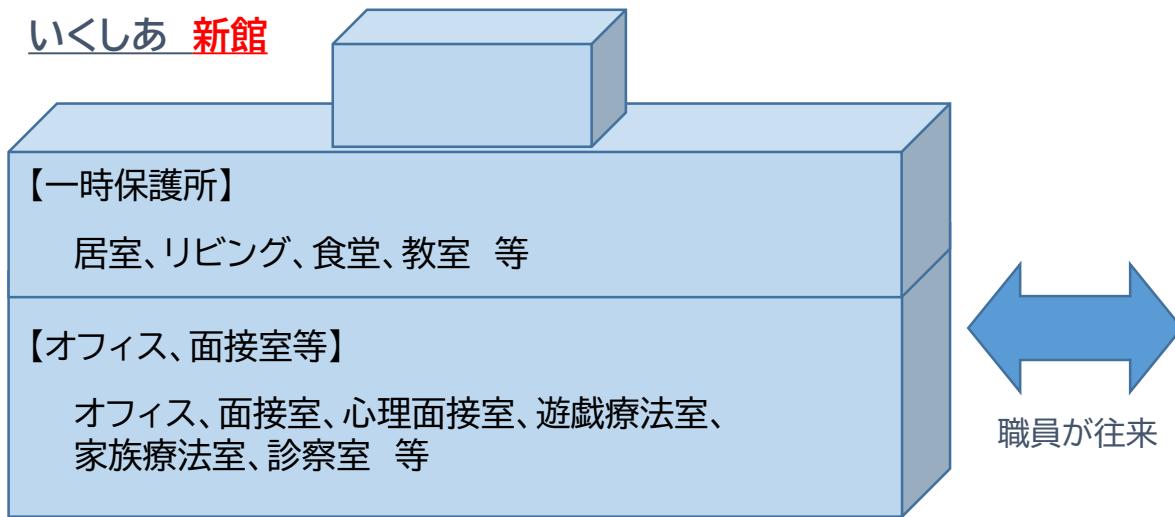
# 子どもの育ち支援センター本館及び新館の概要

## 新館の施設規模

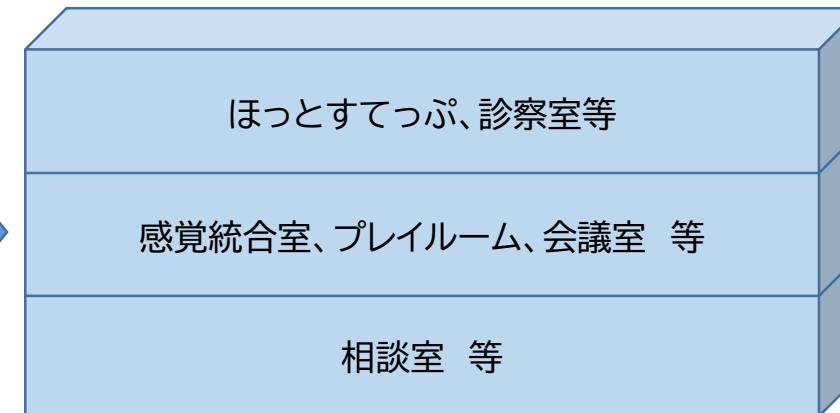
区分	床面積
児童相談所	1階 1,505m <sup>2</sup>
一時保護所	2階 1,418m <sup>2</sup>
共用部	3階 76m <sup>2</sup>
合 計	2,999m <sup>2</sup>



## いくしあ 新館



## いくしあ 本館（現いくしあ）



## 整備後の新館の主な活用イメージ

- 児童相談所としての相談対応  
(養護相談、療育手帳判定、家族再統合支援等)
- 職員同士のミーティング、受理会議 等

## 整備後の本館の主な活用イメージ

- いくしあとしての支援は引き続き本館で実施する  
(相談、発達検査、ほっとすてっぷ等)
- 現在の事務室(2F)は、会議室、相談室などに活用する

## 「いくしあ」と児童相談所の一体的かつ一貫した支援

### ポイント① 合同会議の実施(受理会議・支援方針会議)

検討中!!

- ⌚ 「いくしあ」と児童相談所で全ての相談を共有し、当面の対応や支援方針を合同で決定
- ⌚ 所長を始め、課長、SV、弁護士、警察、学校連携コーディネーターなど、多職種の職員が合同会議に参加し、必要に応じ関係機関にも参加を依頼し、支援方針を決定
- ⌚ 合同会議では、議論を行うもの、一覧表配布で情報共有するものなど、メリハリを付けて議論
- ⌚ 子ども・保護者との直接面接を最優先し、相談対応にあたっては意向を適宜確認

### ポイント② 課・係の枠組みを超えた支援チーム

- ⌚ 「いくしあ」と児童相談所の各専門職で支援チームを編成し、全ての局面でチームとして関わり続ける（縦割りではなく組織横断的なチーム編成）
- ⌚ 原則、「いくしあ」の児童CWがチームのコーディネーターを担い、その他、保護者担当、子ども担当などでチームを編成

# 一時保護所

## 一時保護所の概要

定員：30人(男児12人、女児12人、幼児6人)

設備：男児居室(12室)、女児居室(12室)、幼児居室(1室)、リビング、学習室、視聴覚室、食堂  
屋外運動場、屋上運動場など

一時保護所の目指す姿

検討中！！

基本理念 『 子どもの権利が守られ、子どもが安心できる一時保護所でありたい  
～それぞれの子どもに合わせた支援を行う～ 』

### 特徴① 子どもの権利擁護の推進

- ⌚ 意見箱の設置やこども会議の実施
- ⌚ 手厚い学習保障(通学支援、学習指導員による保護所内学習の充実)

### 特徴② 「いくしあ」や児童相談所内での密な連携

- ⌚ 一時保護所における観察会議に「いくしあ」の児童CWや児童相談所の児童福祉司、児童心理司も参加
- ⌚ 支援方針会議に一時保護所職員も参加

# 里親支援

## 里親支援の目指す姿

検討中！！

### 基本理念 『 尼崎がみんなのおおきな家族へ 』

- 里親も里子も安心して過ごせる尼崎を目指す
- 関係機関と連携して地域性を活かす
- 里親申請から里親委託解除後まで、まるっと支援



いくしゃ・児相

普及  
啓発

マッチ  
ング

研修

里親会

相談

里親支援  
センター



里親委託率  
21.4%(前年19.3%)

兵庫県社会的養育推進計画  
では、令和11年度に里親委  
託率を52.9%に引き上げる  
目標を設定

「ひょうごの児童相談」より

R8.4設置予定！！

### ○ 尼崎市の社会的養育の状況(令和6年3月31日時点)

施設	措置人数
乳児院	9人
児童養護施設	123人
里親委託	36人
その他(児童自立支援施設等)	44人
合計	212人

「ひょうごの児童相談」より

乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）に係る  
子ども・子育て審議会の所掌事項について

子ども・子育て審議会条例では乳児等通園支援事業について以下のとおり所掌事項が定められています。

(設置)

第2条 略

(1) 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第8条第3項に規定する事項

(2)・(3) 略

(4) 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第72条第1項第1号から第3号までに規定する事項並びに市における子ども・子育て支援（同法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況

(5)・(6) 略

# 児童福祉法（抜粋）

## 第8条 略

3 市町村は、第18条の33第4項において読み替えて準用する第18条の20の2第2項、第33条の15及び第34条の15第4項並びに認定こども園法第27条の6の規定（これらの規定のうち、市町村に係る部分に限る。）によりその権限に属させられた事項及び前項の事項を調査審議するため、児童福祉に関する審議会その他の合議制の機関を置くことができる。

## 第34条の15 略

4 市町村長は、第2項の認可をしようとするときは、あらかじめ、市町村児童福祉審議会を設置している場合にあつてはその意見を、その他の場合にあつては児童の保護者その他児童福祉に係る当事者の意見を聴かなければならない。

# 子ども・子育て支援法（抜粋）

第72条 市町村は、条例で定めるところにより、次に掲げる事務を処理するため、審議会その他の合議制の期間を置くよう努めるものとする。

(3) 第54条の2第2項の規定による特定乳児等通園支援の利用定員の設定に関し、同条第3項に規定する事項を処理すること。

## 第54条の2 略

3 市町村長は、前項の利用定員を定めようとするときは、第72条第1項の審議会その他の合議制の機関を設置している場合にあってはその意見を、その他の場合にあっては子どもの保護者その他子ども・子育て支援に係る当事者の意見を聴かなければならない。

- 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）の実施にあたっては、**認可及び利用定員の設定**について子ども・子育て審議会の意見を聞く必要があります。
- これまでから特定教育・保育施設や特定地域型保育事業の認可（認定）や利用定員の設定に際しても同様に子ども・子育て審議会への意見聴取を行っています。（概ね毎年3月末に実施）

- ・本市では令和8年度から新たにこども誰でも通園制度を実施することから、準備期間である今年度は認可等を受ける事業所の数が多くなる見込みです。（※17施設が認可を受ける予定）
- ・また、利用希望者が当該制度を利用するにあたっては、事業所と事前面談をする必要があることから、令和8年4月から受け入れを開始する場合、なるべく早期に子ども・子育て審議会に意見聴取を行うとともに認可等を行う必要があります。

- ・前述のことから、当該制度を確實に実施するためには、特定教育・保育施設等の意見聴取の日程（3月末）と合わせて事前面談等が間に合わないことから、当該制度は会議開催とは別の方法にて意見聴取を行う必要があります。
- ・そのため、令和8年4月からの受入開始を予定する施設の認可及び利用定員の設定に係る意見聴取の方法は電子メールにて施設情報を共有し、意見等があれば返信をしていただくという方法で実施させていただければと思います。